

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年2月10日
【計算期間】	第5 特定期間（自 平成20年5月13日 至 平成20年11月10日） （第9 期から第10期 G S 日本株・プラス（円コース）） （第23期から第28期 G S 日本株・プラス（通貨分散コース）） G S 日本株・プラス（円コース） G S 日本株・プラス（通貨分散コース）
【ファンド名】	
【発行者名】	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 土岐 大介
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木六丁目10番 1 号 六本木ヒルズ森タワー
【事務連絡者氏名】	法務部 山崎 誠吾
【連絡場所】	東京都港区六本木六丁目10番 1 号 六本木ヒルズ森タワー
【電話番号】	03 - 6437 - 6000
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

本ファンドは、主として「ゴールドマン・サックス日本計量株式マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます）への投資を通じて、国内の上場株式へ投資し、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。本ファンドのＧＳ日本株・プラス（円コース）は、追加型投信／国内／株式／自動けいぞく投資可能、ＧＳ日本株・プラス（通貨分散コース）は、追加型投信／内外／資産複合／自動けいぞく投資可能です。詳しくは下記をご覧ください。

< ＧＳ日本株・プラス（円コース） >

■商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）	独立区分	補足分類
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 （ ） 資産複合	MMF MRF ETF	インデックス型 特殊型 （通貨運用型）

（注）本ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

- ・追加型・・・一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
- ・国内・・・投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- ・株式・・・投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

■属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （ ） 不動産投信 その他資産 （投資信託証券 （株式）） 資産複合 （ ） 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他 （ ）	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリー リー ファンド ファンド ・オブ・ ファンズ	あり （ ） なし	日経225 TOPIX その他 （ ）	ブル・ベア型 条件付運用型 ロング・ショート型 絶対収益追求型 その他 （通貨運用型）

（注）本ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

- ・その他資産（投資信託証券（株式））・・・目論見書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて実質的に株式を投資収益の主たる源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- ・年4回・・・目論見書または投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。
- ・日本・・・目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- ・ファミリーファンド・・・目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

< ＧＳ日本株・プラス（通貨分散コース） >

■ 商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型 追加型	国内 海外	株式 債券 不動産投信 その他資産 () 資産複合	MMF MRF ETF	インデックス型 特殊型 (通貨運用型)

(注) 本ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

- ・追加型・・・一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
- ・内外・・・投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- ・資産複合・・・投資信託約款において、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- ・特殊型（通貨運用型）・・・投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法（通貨運用型）の記載があるものをいいます。

■ 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 () 不動産投信 その他資産 (投資信託証券(株式・通貨)) 資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他 ()	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり () なし	日経225 TOPIX その他 ()	ブル・ベア型 条件付運用型 ロング・ショート型 絶対収益追求型 その他 (通貨運用型)

(注) 本ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

- ・その他資産（投資信託証券（株式、通貨））・・・目論見書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて実質的に株式および通貨を投資収益の主たる源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- ・年12回（毎月）・・・目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
- ・日本・・・目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- ・ファミリーファンド・・・目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。
- ・為替ヘッジなし・・・目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものをいいます。
- ・その他（通貨運用型）・・・本ファンドでは日本株式の運用に加えて通貨スワップや為替予約等の通貨・金利取引を利用した通貨運用を行います。

商品分類および属性区分の定義に関しましては、社団法人 投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp>）に掲載されておりますので、ご覧ください。

本ファンドおよびマザーファンドを総称して以下「GS日本株・プラス」ということがあります。なお、本書において、文脈により別に解すべき場合を除き、「本ファンド」にマザーファンドが含まれることがあります。

委託会社は、受託銀行(後記「(2)ファンドの仕組み 2. ファンドの関係法人 委託会社および本ファンドの関係法人の名称および関係業務 b. 受託会社」に定義します。以下同じ。)と合意のうえ、円コースおよび通貨分散コースそれぞれについて、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。なお、委託会社は、受託銀行と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

通貨分散コースについて

本ファンドは円建てであり、基準価額は円建てで表示されます。通貨分散コースでは通貨・金利取引を通じて内外短期金利差から生じる収益の獲得を追求しますが、かかる通貨・金利取引においては米ドルをはじめとする複数の通貨を対象とします。

GS 日本株・プラス（円コース）に、3ヵ月分配型と付記することがあります。また、GS 日本株・プラス（通貨分散コース）に、毎月分配型と付記することがあります。

< GS 日本株・プラスのポイント >

本ファンドは、「円コース」と「通貨分散コース」の2つのコースがあります。

（円コース）

国内の上場株式を主要投資対象とします。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント独自開発の計量モデルを用い、ベンチマークであるTOPIX（東証株価指数）との連動性を維持しながら、長期的にベンチマークを上回る運用成果（プラスアルファ）を目指します。

3ヵ月毎に決算を行い、配当等収益や株式の値上がり益を中心に最大で年4回収益分配を行います。ただし、必ず分配を行うものではありません。

（通貨分散コース）

国内の上場株式を主要投資対象とします。

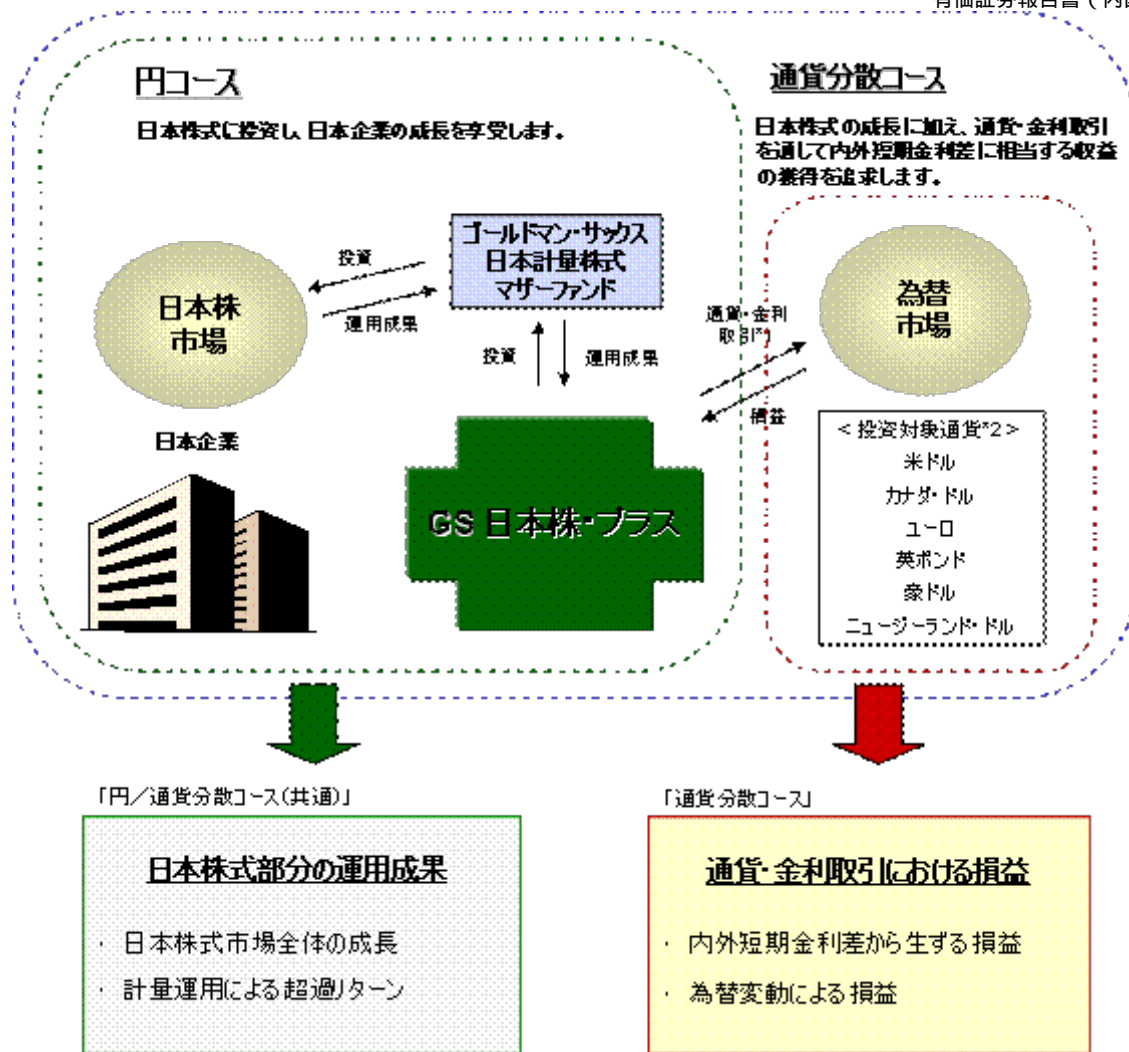
国内株式市場への投資と同時に、通貨スワップや為替予約等の通貨・金利取引を活用して複数の主要通貨への分散投資を行うことにより、内外短期金利差に相当する収益の獲得を追求します。

株式運用部分においては、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント独自開発の計量モデルを用い、TOPIX（東証株価指数）との連動性を維持しながら、長期的にこれを上回る運用成果（プラスアルファ）を目指します。毎月決算を行い、原則として利子・配当等収益や株式の値上がり益を中心に収益分配を行います。最大で年4回、株式の値上がり益や為替の評価益等も加えて分配を行う場合があります。

- ・ 本ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。
- ・ ベンチマークとは、運用において投資収益目標を設定する際に基準とする指標です。また、投資家がファンドの運用対象や資産の基本配分比率を確認する際の目安となります。
- ・ 市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。
- ・ 運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

a. ファンドの仕組み

- GS 日本株・プラスには、「円コース」と「通貨分散コース」の2つのコースがあります。
- GS 日本株・プラスの「プラス」とは、日本株市場全体の成長を上回るプラスアルファの追求を意味します。



* 1 通貨・金利取引は、為替相場変動の影響および金利差の変動の影響を受ける代わりに、日本円と複数の主要通貨の短期金利差に相当する収益を受取る取引を指します。

* 2 投資対象通貨は将来変更される可能性があり、また、必ずしも投資するとは限りません。

b. ファンドの特徴（両コース共通の説明です。）

- 計量運用を用いて、TOPIX（東証株価指数）を上回る運用成果を追求

本ファンドの主要投資対象であるゴールドマン・サックス日本計量株式マザーファンドでは、TOPIXとの連動性を維持しながら、長期的にTOPIXを上回る運用成果（プラスアルファ）を追求します。

<計量運用の特徴>

◆大量の情報分析能力に強みがある計量運用

広範囲…投資対象全体（東証1部約1,700銘柄）を同時に分析

高頻度…銘柄に関する情報をデータとして日次で分析

即時性…コンピュータを使って情報を処理しタイムリーに分析

客観的…計量モデルによる一定の基準を用いて分析



投資対象となる銘柄を相対評価（魅力度を点数化）し、個別銘柄選択による付加価値を追求

◆市場連動性の維持と安定した付加価値の追求が両輪

TOPIXとの連動性

+

安定した付加価値

収益率の方向性が一緒になる傾向

・TOPIXが上昇するとファンドも上昇

・TOPIXが下落するとファンドも下落

着実に小さな収益を積み上げることが目標

・TOPIX上昇時、それよりやや大きい上げ幅

・TOPIX下落時、それよりやや小さい下げ幅

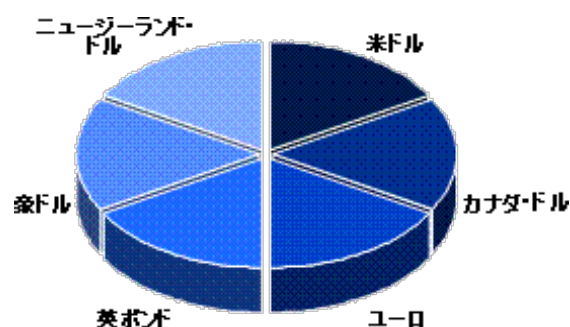
上記の日次での分析を基に定期的に銘柄の入れ替えを行います。また、上記がその目的を達成できる保証があるわけではありません。

c. 通貨分散コースの特徴

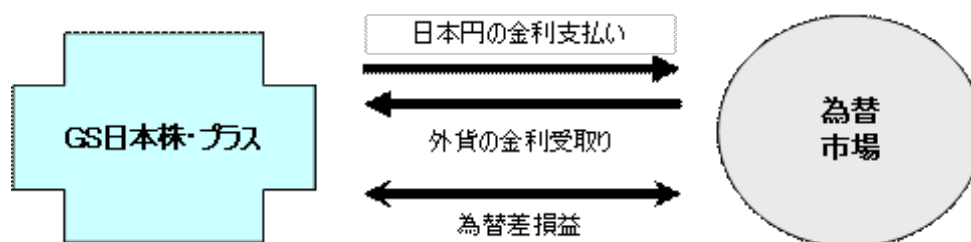
●日本株に加えて、複数の主要通貨への分散投資

通貨分散コースでは、通貨スワップや為替予約等の通貨・金利取引を用いて、日本円を売り、複数の通貨（米ドル、カナダ・ドル、ユーロ、英ポンド、豪ドル、ニュージーランド・ドル）を買う分散投資を行います。原則として、各通貨の組入れは均等配分とします。

投資対象通貨は将来変更される可能性があります、また、必ずしも投資するとは限りません。

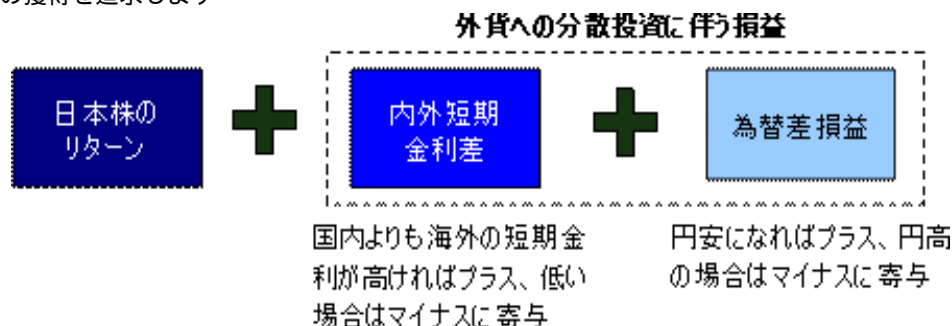


< 通貨・金利取引の概念図 >



●日本株と外貨に同時に投資した場合の効果

通貨分散コースでは、日本株投資からの収益に加え、内外短期金利差に相当する金利収入や、為替相場の変動による差益の獲得を追求します

**通貨分散コースに投資する場合の留意点**

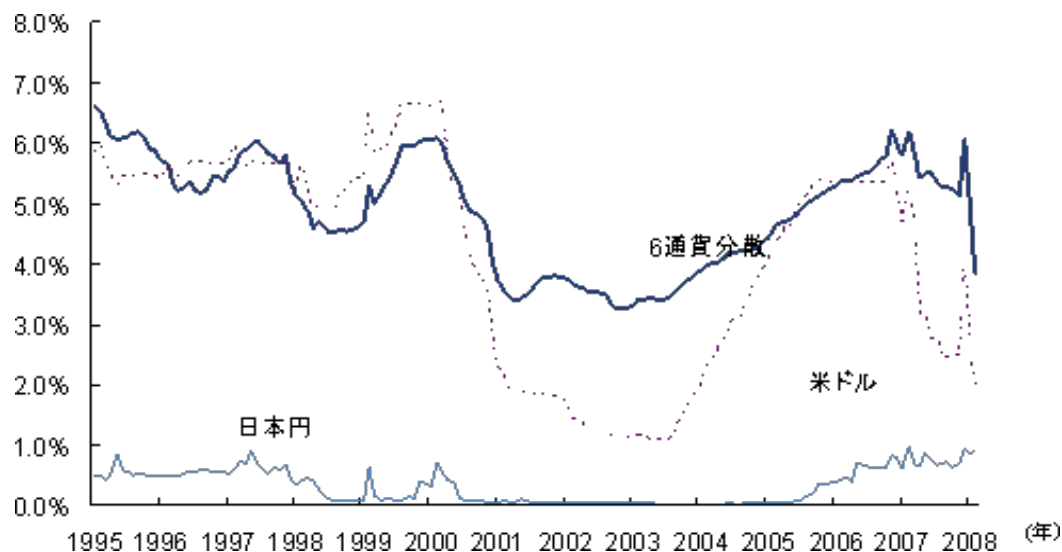
通貨分散コースは、上記のとおり通貨・金利取引を通じて内外短期金利差収益の獲得を追求するため、「**為替変動リスク**」「**内外短期金利差に関するリスク**」などのリスクがありますので、ご注意ください。詳しくは、後記「投資リスク」をご覧ください。

なお、通貨分散コースでは、日本円の短期金利が上昇し、外貨の短期金利を上回る場合においても、複数の外貨への分散投資を行います。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

通貨分散コースでは、相対的に円高になった場合や日本円の短期金利が上昇して内外短期金利差が縮小または逆転した場合でも、複数の外貨への分散投資を行います。

< 短期金利の推移 >



期間：1995年10月末～2008年11月末

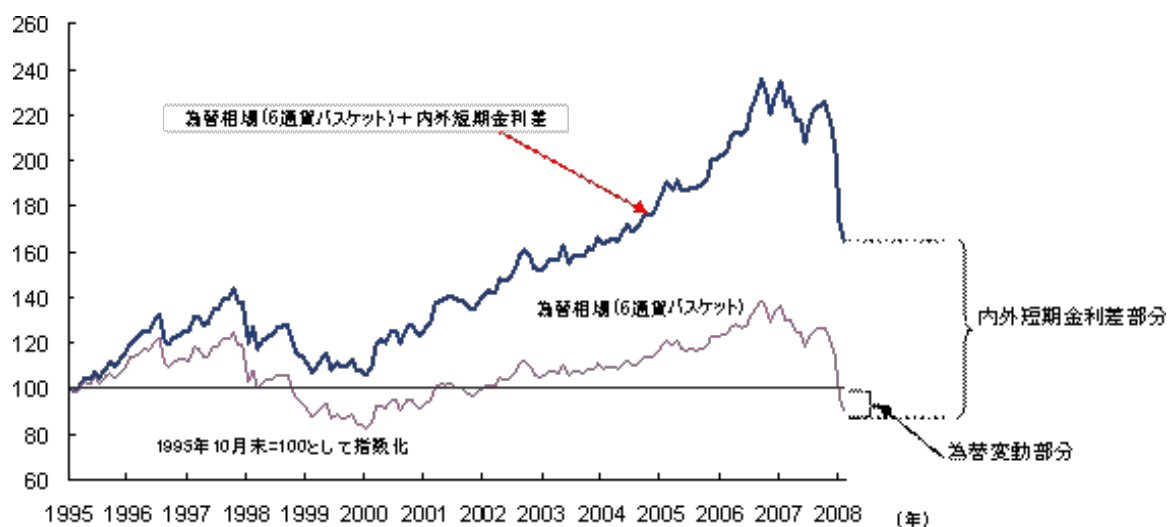
出所：ブルームバーグ

6通貨分散：米ドル、カナダ・ドル、ユーロ、英ポンド、豪ドルおよびニュージーランド・ドルの1ヵ月LIBORを単純平均したもの、

米ドル：1ヵ月米ドルLIBOR、日本円：1ヵ月円LIBOR

上記はあくまでも過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

< 6通貨分散による投資効果（シミュレーション） >



期間：1995年10月末～2008年11月末

出所：ブルームバーグ

ブルームバーグのデータを基に委託会社にて計算、米ドル、カナダ・ドル、ユーロ、英ポンド、豪ドルおよびニュージーランド・ドルの6通貨につき、日本円金利との差を金利収入とし、月末に均等配分で投資した場合の円ベースの月次収益率を累積したもの、内外短期金利差の計算にあたっては1ヵ月LIBORを使用、なお、費用・税金等は考慮されておりませんので実際の取引結果とは異なります。

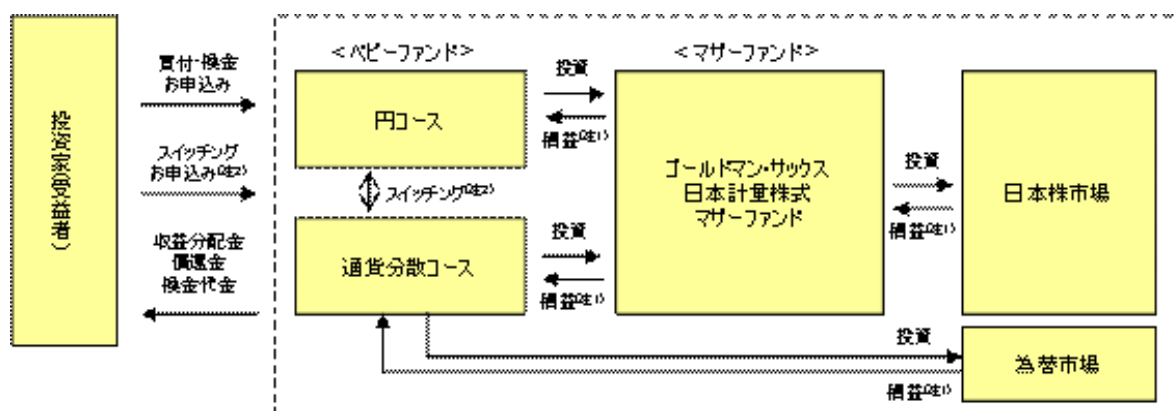
上記はあくまでも過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（２）【ファンドの仕組み】

１．ファンドの仕組み

本ファンドの運用は、ファミリーファンド方式で行います。ファミリーファンド方式とは、投資家からの資金をまとめてベビーファンド（円コース、通貨分散コース）とし、それぞれの資金を実質的に同一の運用方針を有するマザーファンドに投資して、その実質的な運用を行う仕組みです。（ただし、ベビーファンドから有価証券等に直接投資することもあります。）商品性格が等しい複数のファンドが存在する場合、これらをひとつにまとめることで、低コストで効率よく運用することが可能になるため、投資家、運用者双方にメリットのある仕組みといえます。



(注1) 利益はすべて投資家である受益者に帰属します。

(注2) 販売会社によっては円コースと通貨分散コースの間でスイッチングが可能です。

２．ファンドの関係法人

委託会社および本ファンドの関係法人の名称および関係業務

a．委託会社（ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社）

本ファンドの委託者として、ファンドに集まったお金（信託財産といいます。）の運用指図等を行います。本ファンドの運営の仕組みは下記の「ファンド関係法人」の図に示すとおりです。なお、委託会社は、信託財産の計算その他本ファンドの事務管理に関する業務を第三者に委託することがあります。

b．受託会社（みずほ信託銀行株式会社（以下「受託銀行」といいます。））

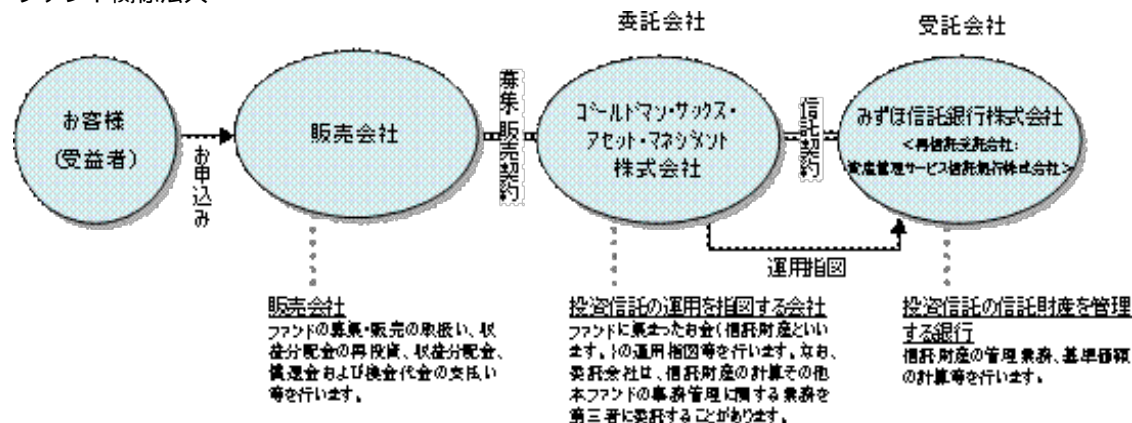
本ファンドの受託者として、委託会社との間の信託契約に基づき、信託財産の管理業務、基準価額の計算等を行います。

なお、上記業務の一部につき再信託先である資産管理サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

c．販売会社

本ファンドの販売会社として、委託会社との間の証券投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約書（以下「募集・販売契約」といいます。）に基づき、ファンドの募集・販売の取扱い、収益分配金の再投資、収益分配金、償還金および換金代金の支払い等を行います。

ファンド関係法人



<ご参考> ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント (G S A M) とは

ゴールドマン・サックスは、1869年（明治2年）創立の世界有数の金融グループのひとつであり、世界の主要都市に拠点を有し、世界中の政府機関・企業・金融機関等に対して、投資銀行業務・証券売買業務・為替商品取引・資産運用業務など、多岐にわたる金融サービスを提供しています。

ゴールドマン・サックスの資産運用グループであるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント (G S A M) は、1988年の設立以来、世界各国の投資家に資産運用サービスを提供しており、2008年6月末現在、グループ全体で 7,732億米ドル（約82.3兆円^{*}）の資産を運用しています。

^{*} 米ドルの円貨換算は便宜上、2008年6月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝106.42円）により、計算しております。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの東京拠点です。



委託会社等の概況

a．資本金

委託会社の資本金の額は金 4 億9,000万円です（本書提出日現在）。

b．沿革

1996年 2 月 6 日 会社設立

2002年 4 月 1 日 ゴールドマン・サックス・アセット・マネージメント・ジャパン・リミテッドの営業の全部を譲受け、商号をゴールドマン・サックス投信株式会社からゴールドマン・サックス・アセット・マネージメント株式会社に変更

c．大株主の状況

（本書提出日現在）

氏名又は名称	住所	所有株式数 （株）	所有比率 （％）
ゴールドマン・サックス・アセット・マネージメント・エル・ピー	アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市オールド・スリップ32番地	6,336	99
ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク	アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市ブロード・ストリート85番地	64	1

2【投資方針】

（１）【投資方針】

a．基本方針

本ファンドは、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

b．本ファンドの運用方針

<円コース>

- ・主としてマザーファンドの受益証券に投資し、原則として、その組入れ比率は高位に保ちます（ただし、投資環境等により、当該受益証券の組入れ比率を引き下げる場合もあります。）。
- ・信託財産は、マザーファンドを通じて主として日本の上場株式（これに準ずるものを含みます。）に投資します。株式への実質投資割合（マザーファンドおよび円コースの現物投資および有価証券先物取引等を含みます。）は、原則として高位に保ちます。
- ・TOPIX（配当なし）をベンチマークとし、長期的にこれを上回る投資成果を獲得することを目的とします。
- ・ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント独自開発の計量モデルを用い、多様な評価基準に基づいて銘柄選択を行うことにより、グロース相場、バリュエ相場といったさまざまな市場局面においても安定した付加価値の獲得を追求します。
- ・投資状況に応じ、マザーファンドと同様に株式等への直接の投資により運用を行うこともあります。
- ・市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

<通貨分散コース>

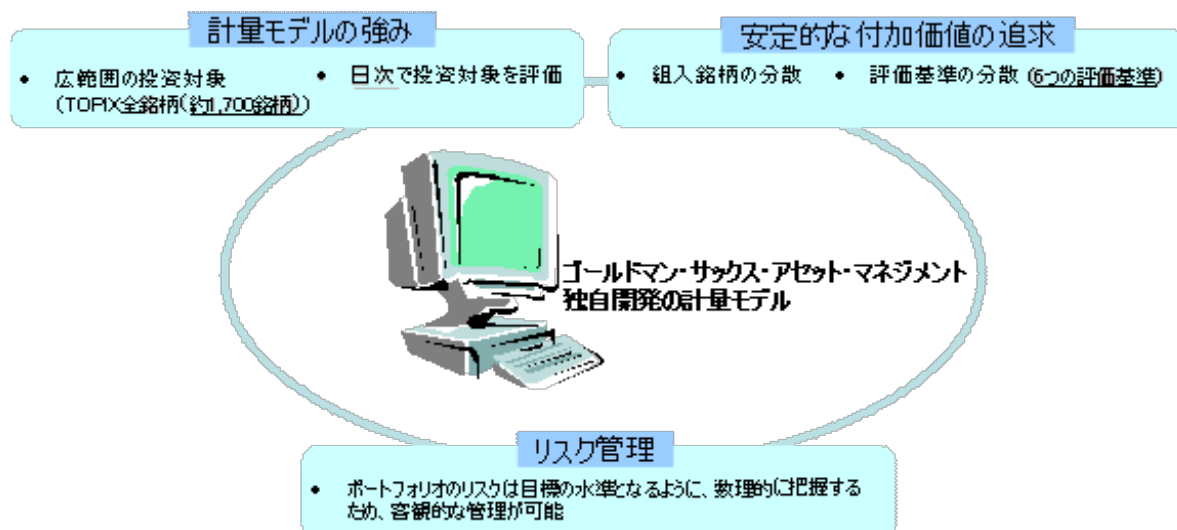
- ・主としてマザーファンド受益証券に投資します。
- ・信託財産は、マザーファンドを通じて主として日本の上場株式（これに準ずるものを含みます。）に投資します。マザーファンドの株式への投資割合は、原則として高位に保ちます。
- ・通貨分散コースでは、スワップ取引、為替予約取引等のデリバティブ取引を用いて、日本円と米ドルその他の通貨間の短期金利差から得られる収益機会を追求します。
- ・ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント独自開発の計量モデルを用い、多様な評価基準に基づいて株式の銘柄選択を行うことにより、グロース相場、バリュエ相場といったさまざまな市場局面においても安定した付加価値の獲得を追求します。
- ・投資状況に応じ、マザーファンドと同様に株式等への直接の投資により運用を行うこともあります。
- ・市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

c．マザーファンドの運用方針

- ・TOPIXを運用上のベンチマークとし、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント独自の計量モデルを用いたアクティブ運用により銘柄選択等を行い、付加価値の追求を目指します。ここでいう「TOPIX（Tokyo Stock Price Index、東証株価指数）」とは、東京証券取引所第一部全銘柄基準時（1968年1月4日終値）の時価総額を100として、その後の時価総額を指数化したものです。なお、TOPIXには、配当を含む指数と配当を含まない指数がありますが、本マザーファンドのベンチマークとしては、配当を含まない指数を採用しております。
- ・企業業績情報等を取り入れ、株式の割高・割安を的確に把握するよう努め、投資判断に役立てます。
- ・市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

■広い範囲の情報を処理、客観的な評価・分析が可能となる計量運用

本ファンドはゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント独自開発の計量モデルを用いて運用を行います。計量モデルでは情報を大量に処理することや客観的に銘柄の評価・分析を行うことが可能となるため、投資対象が市場全体と広い本ファンドの運用には最適な運用手法であると考えます。

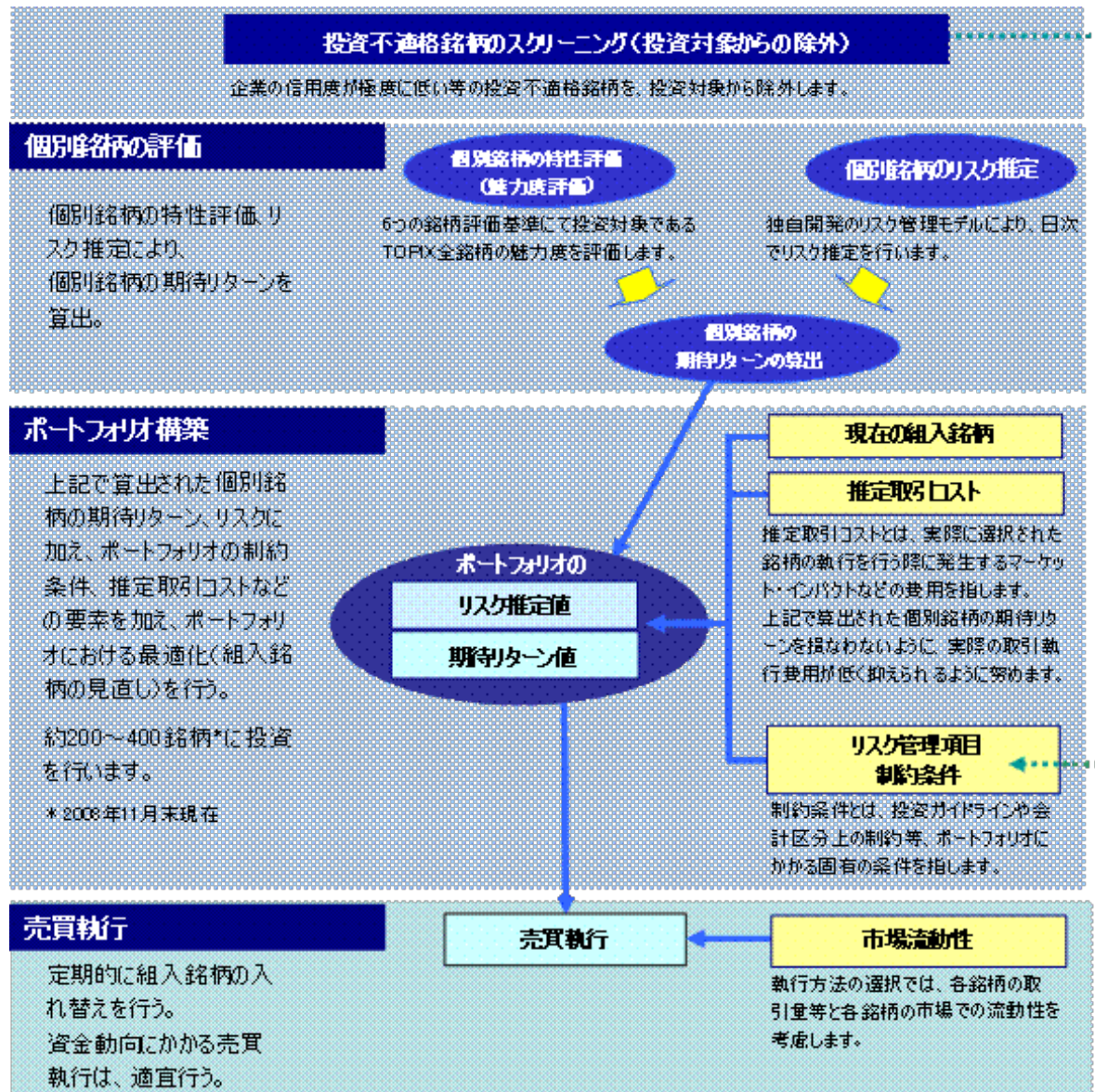


上記は現行モデルに基づくものであり、計量モデルの改良・更新は継続的、恒常的に行われています。上記がその目的を達成できる保証があるわけではありません。

d. 運用プロセス

- 経済理論や金融理論を背景とした経済合理性を追求した計量モデルを採用しています。
- 計量モデルを用いることで、約1,700銘柄に及ぶ多数の銘柄を、複数の評価基準を用いて分析し、これらを基に最も魅力的と判断されるポートフォリオを構築します。
- さらに、通貨分散コースでは、通貨スワップ取引や為替先渡契約等を活用して、ポートフォリオ全体に対する日本円の売り（複数の外貨の買い）を行います。

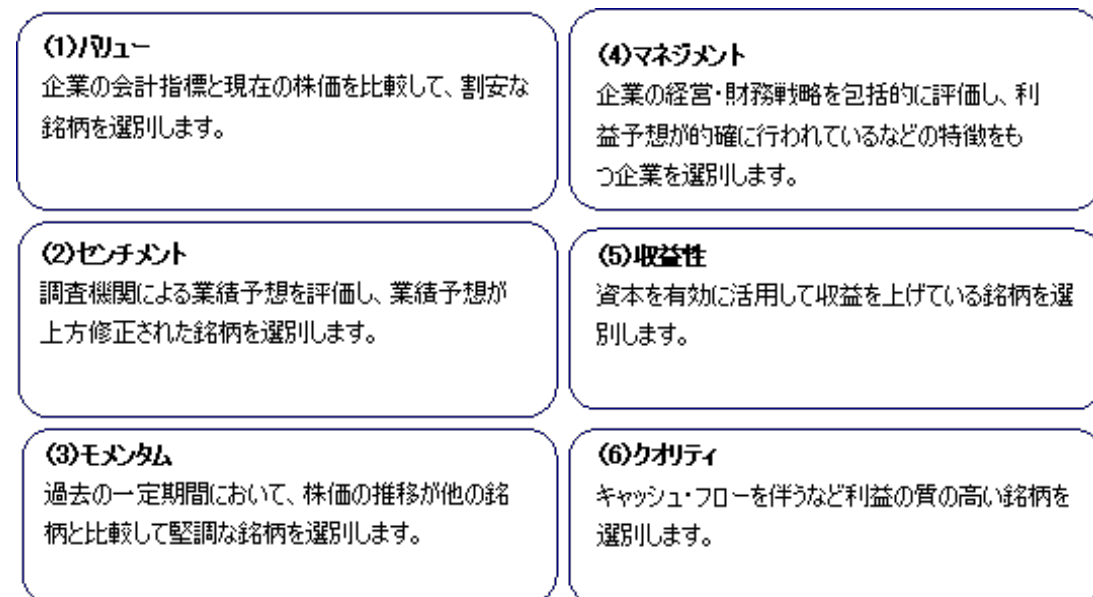
< 株式運用プロセス >



上記は現行モデルに基づくものであり、計量モデルの改良・更新は継続的、恒常的に行われています。上記がその目的を達成できる保証があるわけではありません。

多様な視点からの銘柄評価に基づき、安定した付加価値を追求します。

銘柄選択の6つの評価基準



本ファンドは6つの評価基準によって、個別銘柄選択を行います。

多様な視点から銘柄を評価することによって、様々な市場局面でも安定した付加価値を追求します。

上記の6つの評価基準は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの計量投資戦略グループの独自開発の計量モデルによるものです。

上記は現行モデルに基づくものであり、計量モデルの改良・更新は継続的、恒常的に行われています。上記がその目的を達成できる保証があるわけではありません。

(2)【投資対象】

(a) 投資の対象とする資産の種類（信託約款第20条）

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託法第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第30条、第31条および第32条に定めるものに限りません。）
 - ハ. 金銭債権
 - ニ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

(b) 投資対象有価証券（信託約款第21条第1項）

委託会社は、信託金を、主としてマザーファンド受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 8. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 10. 資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
 11. コマーシャル・ペーパー
 12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 15. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
 18. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの。
 22. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）
 23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- なお、1. の証券または証書、13. ならびに18. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券および13. ならびに18. の証券または証書のうち2. から6. までの証券または証書の性質を有するものを以下「公社債」といい、14. の証券および15. の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- (c) 有価証券以外の投資対象（信託約款第21条第2項および第3項）

委託会社は、信託金を、上記(b)の有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

上記(b)の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記1. ないし6. に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(d) その他の取引の指図

委託会社は、以下の取引の指図をすることができます。

1. 信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすること。なお、当該売り付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 信託財産で保有する有価証券を信用取引の委託保証金の代用として差入れることの指図をすること。
3. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有さない公社債または借入れた公社債を売り付けることの指図をすること。なお、当該売付の決済については、売り付けた公社債の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
4. 信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすること。
5. （円コース）

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためおよび価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以

下同じ。)および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引（なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。）を行うことの指図をすること、ならびにわが国の取引所等における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等における通貨に係る先物取引およびオプション取引、ならびに信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためおよび価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所等における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすること。

（通貨分散コース）

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためおよび価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすること、ならびに信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所等における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすること、ならびに信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためおよび価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所等における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすること。

6. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすること。
7. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすること。
8. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債につき貸付の指図をすること。
9. 信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図すること。

なお、委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性を図るため、信託財産における特定の資産につき、有価証券の借入れ、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、為替予約取引、資金の借入れその他の取引により信託財産の負担する債務を担保するため、日本法または外国法に基づく担保権の設定（現金を預託して相殺権を与えることを含みます。）の指図をすることができ、また、これに伴い適用法上当該担保権の効力を発生させ、または対抗要件を具備するために必要となる契約の締結、登記、登録、引渡しその他一切の行為を行うことの指図をすることができます。

担保権の設定に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

（注）本書において「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

本書において「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

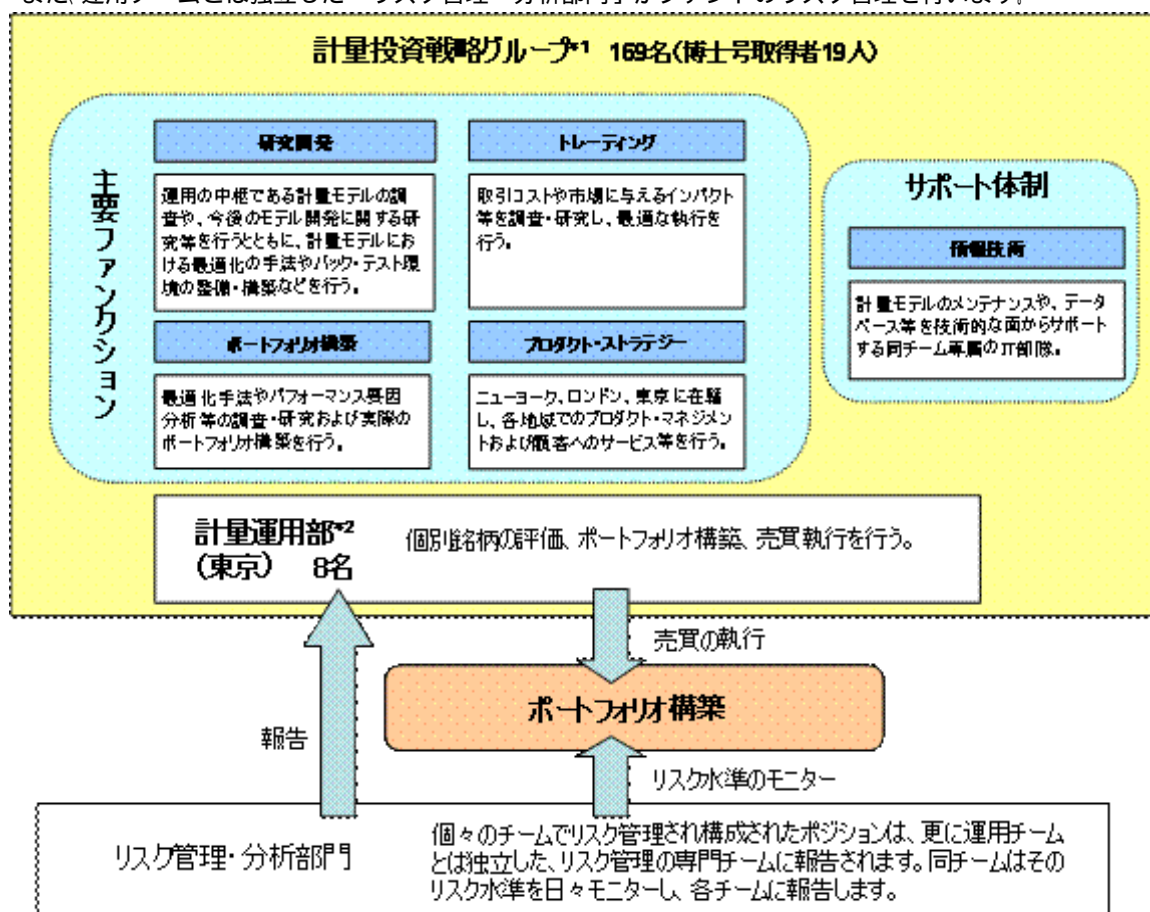
（３）【運用体制】

a. 組織

本ファンドの運用は、委託会社の計量運用部（東京）が担当します。計量運用部は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの計量投資戦略グループの一員であり、共に連携をとりながら研究・開発を継続的に実施していま

す。

また、運用チームとは独立した「リスク管理・分析部門」がファンドのリスク管理を行います。



2008年9月末現在

*1 委託会社グループであるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの組織。

*2 委託会社であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社所属であり、計量投資戦略グループの在東京組織。

（注1） リスク管理とは、ベンチマークの収益率と本ファンドの収益率との乖離の散らばり具合を、一定の範囲に留めることを目指すことです。乖離幅がかかる一定の範囲におさまることを保証するものではなく、また、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

（注2） 上記運用体制およびリスク管理体制は、将来変更される場合があります。

< ご参考 > 計量投資戦略グループのご紹介

計量投資戦略グループは、実務と学術の両面に経験が豊かな多数の人員で構成されており、計量モデルの研究・開発に注力しています。

当グループが運用を担当する商品は長く堅調な実績を有しております。

計量投資戦略グループ：169名（博士号取得者19名）

（うち、委託会社計量運用部所属：8名）

（2008年9月末現在）

投資哲学

市場における効率性は完全なものではなく、従って伝統的なファンダメンタル分析と洗練された計量的なモデリングの融合による計量的アプローチを継続的に用いるならば、アクティブ運用による付加価値の獲得は可能であると考えます。

運用資産残高

合計：約11兆1,428億円（日本株、米国株、欧州株等を含む全運用資産）

2008年6月末現在、1米ドル = 106.42円換算。

b. 運用体制に関する社内規則等

ファンドの運用に関する社内規則として、ポートフォリオ・マネジャーが遵守すべき服務規程のほか、有価証券などの売買執行基準およびその遵守手続きなどに関して取扱い基準を設けることにより、法令遵守の徹底を図るとともに、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止し、かつ売買執行においては最良執行に努めています。

c. 内部管理体制

委託会社は、投資監督委員会を設置しています。投資監督委員会は、委託会社の運用に関する業務において、適用法令、協会規則、投資信託約款、顧客との運用ガイドラインを遵守するとともに、善良なる管理者としての注意義務および忠実義務の観点から委託者としての責任を遵守するという目的のため、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を行うことができます。

(4) 【分配方針】

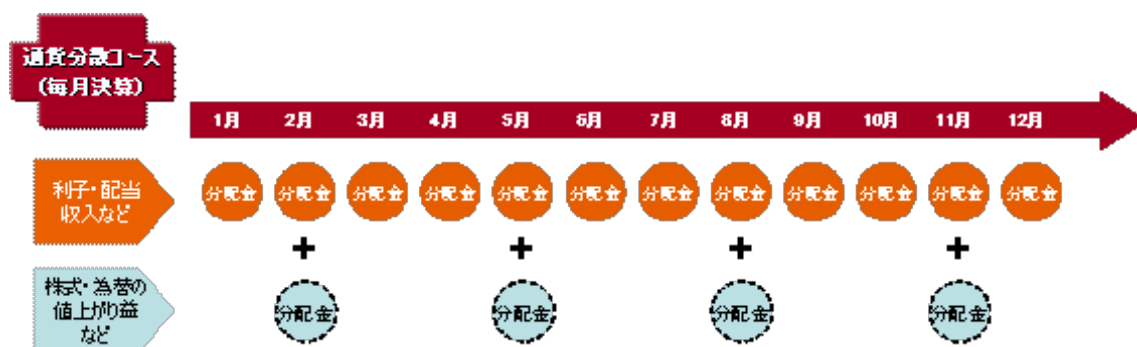
<円コース>

2006年8月10日以降、3ヵ月毎の決算時（毎年2月10日、5月10日、8月10日および11月10日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）に原則として以下の方針に基づき最大で年4回収益分配を行います。分配金額は、株式の配当等収益や基準価額水準等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。



<通貨分散コース>

2006年8月10日以降、毎月決算を行い、毎月決算時（毎月10日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）に原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。毎月の決算時には、利子・配当等収益を中心に安定的に分配を行います。日本円の短期金利が上昇して内外短期金利差が縮小または逆転した場合には、分配を行わない場合があります。また、基準価額水準や市場動向等によっては、最大で年4回、株式の値上がり益や為替の評価益等も勘案して分配を行う場合があります。



（注）上図はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

（注）運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益および売買損益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。

分配金額は、委託会社が収益分配方針に従って、基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、基準価額水準、市場動向等によっては分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本（1万口＝1万円）を下回る場合においても分配を行うことがあります。

収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、元本部分と同様に運用の基本方針に基づき運用を行います。

一般コースの場合、収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日までに販売会社を通じて支払を開始します。

自動けいぞく投資コースの場合、収益分配金は、税金を差引いた後各計算期間終了日の基準価額により無手数料で全額自動的に再投資さ

れます。

自動けいぞく投資コースの場合で、収益分配金の受取りをご希望の方は、販売会社によっては再投資を中止することを申し出ることができ
ます。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

（５）【投資制限】

本ファンドは、以下の投資制限に従います。

（a）信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

<円コース>

1. 株式への実質投資割合には制限を設けません。
2. デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
3. 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
4. 同一銘柄の株式への実質投資割合は、原則として、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
5. 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
6. 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
7. 投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
8. 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。
9. 株式以外の資産への実質投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
「実質投資割合」とは、投資対象である有価証券につき、本ファンドの信託財産に属する当該有価証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該有価証券のうち本ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の本ファンドの信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。

<通貨分散コース>

1. 株式への実質投資割合には制限を設けません。
2. デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
3. 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
4. 同一銘柄の株式への実質投資割合は、原則として、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
5. 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
6. 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
7. 投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
8. 外貨建資産への投資については、特に制限を設けません。
9. 株式以外の資産への実質投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
「実質投資割合」とは、投資対象である有価証券につき、本ファンドの信託財産に属する当該有価証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該有価証券のうち本ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の本ファンドの信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。

（b）信託約款上のその他の投資制限

1. 信用取引の指図および範囲（円コース／通貨分散コース共通 信託約款第27条）

信用取引の指図は、売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

信託財産の一部解約等の事由により上記の売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

2. 公社債の空売りの指図および範囲（円コース / 通貨分散コース共通 信託約款第28条）

信託財産において有さない公社債または借入れた公社債を売り付けることの指図は、当該売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

信託財産の一部解約等の事由により、上記の売り付けにかかる公社債の時価の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

3. 公社債の借入れの指図および範囲（円コース / 通貨分散コース共通 信託約款第29条）

公社債の借入れの指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

信託財産の一部解約等の事由により、上記の借入れにかかる公社債の時価の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。

上記の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

4. 先物取引等の運用指図（円コース / 通貨分散コース共通 信託約款第30条）

委託会社は、以下の指図を行うことができます。

- ・わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引（選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ））
- ・わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引
- ・わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引

5. スワップ取引の運用指図（円コース / 通貨分散コース共通 信託約款第31条）

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として本ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

6. 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図（円コース / 通貨分散コース共通 信託約款第32条）

金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として本ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

7. 有価証券の貸付の指図および範囲（円コース / 通貨分散コース共通 信託約款第33条）

株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の50%を超えないものとします。

上記に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

8. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（円コース 信託約款第35条、通貨分散コース 信託約款第34条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

9. 外国為替予約の運用指図（円コース 信託約款第36条、通貨分散コース 信託約款第35条）

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

かかる予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。かかる限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

10. 資金の借入れ（円コース 信託約款第43条、通貨分散コース 信託約款第42条）

委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合のその期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息および融資枠の設定に要する費用は信託財産中より支弁します。

(c) その他の法令上の投資制限

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、又は継続することを内容とした運用を行うことを受託銀行に指示することはできません（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

本ファンドへの投資には、一定のリスクを伴います。本ファンドの購入申込者は、以下に掲げる本ファンドに関するリスクおよび留意点を十分にご検討いただく必要があります。なお、以下に記載するリスクおよび留意点は、本ファンドに関わるすべてのリスクおよび留意点を完全に網羅しないことにつき、ご留意下さい。

(a) 元本変動リスク

本ファンドへの投資には、資産価値に影響を及ぼす様々なリスクが伴いますので、基準価額が投資元本を下回る可能性があります。したがって、元金は保証されていません。

主なリスクとして以下のものが挙げられます。

1. 株式投資リスク（価格変動リスク・信用リスク）【円コース／通貨分散コース 共通】

本ファンドは、日本株式を主要な投資対象としますので、本ファンドへの投資には、株式投資にかかる価格変動等の様々なリスクが伴うこととなります。

本ファンドの基準価額は、株式等の組入有価証券の値動きにより大きく変動することがあり、元金が保証されているものではありません。特に日本株式の下降局面では本ファンドの基準価額は大きく下落する可能性が高いと考えられます。

一般には株価は、個々の企業の活動や一般的な市場・経済の状況に応じて変動します。したがって、本ファンドに組入れられる株式の価格は短期的または長期的に下落していく可能性があります。現時点において価格が上昇傾向であっても、その傾向が今後も継続する保証はありません。また、発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。

2. 為替変動リスク【通貨分散コース】

通貨分散コースは、内外短期金利差収益の獲得を目的として円を売建てる為替予約取引等を行います。したがって通貨分散コースへの投資には為替変動リスクが伴います。為替変動の影響を直接的に受けるため、円高局面ではその資産価値を大きく減少させる可能性があります。また、為替および金利の動向によっては、為替予約取引等に伴うコストが想定以上に発生することがあります。この場合のコストとは、概ね売建てる円の金利と買建てる通貨の金利の差に相当し、円の金利のほうが低い場合、この金利差分収益が得られますが、円の金利のほうが高い場合、この金利差分収益が低下します。なお、通貨分散コースは円建てですので、為替取引を通じて獲得を目指す内外金利差収益は、最終的に円に転換されます。したがって、為替相場が相対的に円高になれば、最終的な円表示での受取り金利の額は減少します。

3. 内外短期金利差に関するリスク【通貨分散コース】

通貨分散コースは、日本円短期金利を支払い、米ドルをはじめとする複数の通貨の短期金利を受取る取引を行います。したがって、日本円の短期金利と米ドルをはじめとする複数の通貨の短期金利との差が相対的に縮小しあるいは日本円の短期金利が相対的に高くなれば、差引きの結果として受取ることができる金利収入が減少し、あるいは支払い金利の額が受取り金利の額より大きくなる場合があります。

4. デリバティブ取引に関するリスク【通貨分散コース】

本ファンドは、運用においてスワップ等のデリバティブ取引を投資収益を上げる目的で利用します。デリバティブの運用には、本ファンドが損失を被るリスクを伴います。さらに、他の運用手法に比べてより大きく価格が変動する可能性、流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク等様々なリスクが伴います。これらの運用手法は、投資収益を上げる目的で積極的に用いますが、実際の価格変動が委託会社の見通しと異なった場合には、本ファンドが損失を被るリスクを伴います。また、デリバティブ取引を取り扱う金融機関等の数が限られることから、有利な取引条件を選択する機会が限られる場合、あるいは取引が行えない場合があります。

5. 取引先に関するリスク

【通貨分散コース】

有価証券の貸付、為替取引、スワップ取引、先物取引、余資運用等において、相手先の決済不履行リスクや信用リスクが伴います。

【円コース】

有価証券の貸付、先物取引、余資運用等において、相手先の決済不履行リスクや信用リスクが伴います。

6. 株式の流動性リスク【円コース／通貨分散コース 共通】

本ファンドの投資対象には、流動性の低い株式も含まれております。このような株式への投資は、ボラティリティ（価格変動率）が比較的高く、また流動性の高い株式に比べ、市況によっては大幅な安値での売却を余儀なくされる可能性があることから、大きなリスクを伴います。

7. 市場の閉鎖等に伴うリスク【円コース／通貨分散コース 共通】

金融商品市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の

変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより本ファンドの運用が影響を被り、基準価額の下落につながる場合があります。

(b) 解約申込みに伴う基準価額の下落に関わる留意点 **【円コース／通貨分散コース 共通】**

短期間に相当金額の解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。また、解約資金を手当てするため、資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

(c) 計量運用に関わる留意点

本ファンドは、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの計量リスク管理モデルまたは計量モデルを用いて運用を行います。計量モデルは仮説に基づき構成されたものであり、市場動向は必ずしもこの仮説と同様の動きを示さない場合があります。このような場合には、本ファンドの基準価額に影響を及ぼす可能性があります。

(d) 資産規模に関わる留意点

本ファンドの資産規模によっては、本書で説明するような投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

(e) ファミリーファンド方式に関わる留意点

本ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、本ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、本ファンドの基準価額に影響が及ぶ場合があります。

(f) ベンチマークに関わる留意点

円コースは、TOPIX（東証株価指数）をベンチマークとして運用を行い、長期的にこれを上回るパフォーマンスを目指しますが、実際のパフォーマンスは、ベンチマークを下回ることがあります。また、ベンチマークとするインデックスが下落する局面においては、一般にファンドの基準価額も下落する傾向があります。

(g) 収益分配方針に関わる留意点

本ファンドは、経費控除後の利子・配当等収益および売買損益（評価損益を含みます。）を分配対象収益とし、円コースは年4回の決算時に、通貨分散コースは毎月の決算時に、基準価額水準、市場動向等を勘案して収益を分配します。基準価額水準、市場動向等によっては分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本（1万円＝1万円）を下回る場合においても分配を行う場合があります。

期中分配は、これをまったく行わなかったと仮定した場合に比べれば、信託期間終了時の基準価額が低くなる可能性が高いといえます。例えば、期中分配を行った後、解約時・償還時に元本割れしたが、仮に期中分配をまったく行わなかったとすれば元本割れしなかったかもしれない、というような事態が生じる可能性もあります。

本ファンドへの投資による運用成果は基準価額の水準によって大きく変動します。したがって、収益の分配は本ファンドの投資成果として一定の利回りを保証するものでも、示唆するものでもありません。

(h) 法令・税制・会計等の変更可能性に関わる留意点

法令・税制・会計等は変更される可能性があります。

(i) お買付およびご換金の制限に関わる留意点

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があるときは、お買付およびご換金の受付を中止またはすでに受付けたお買付およびご換金のお申込みを取消し（ご換金の場合は取消または保留）させていただくことがあります。

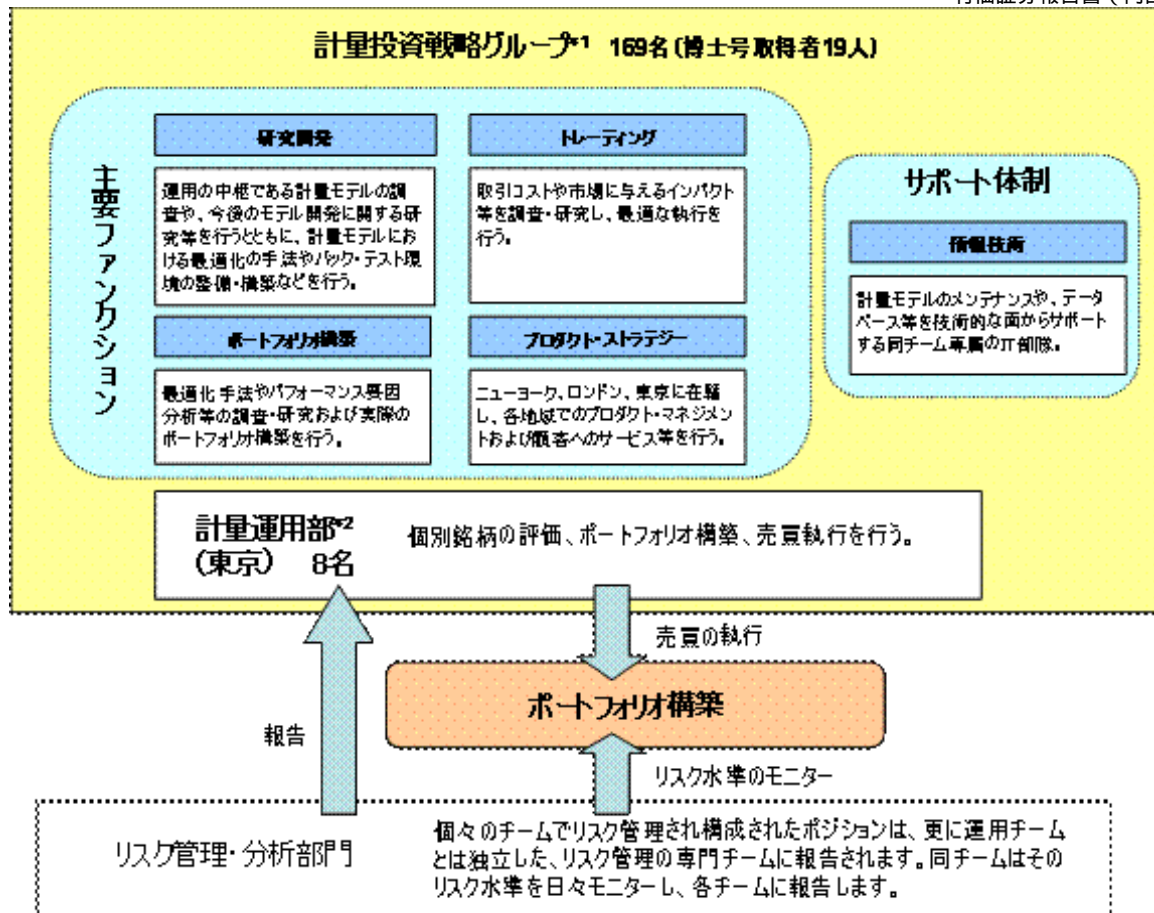
この場合、ご換金については、受益者は当該中止または保留以前に行った当日のご換金のお申込みを撤回できます。ただし、受益者がそのご換金のお申込みを撤回しない場合には、ご換金代金は、当該中止または保留を解除した後の最初の基準価額の計算日をご換金のお申込日として計算された価額とします。

(j) その他の留意点

収益分配金・一部解約金・償還金の支払いはすべて販売会社を通じて行われます。それぞれの場合においてその金額が販売会社に対して支払われた後は、委託会社は受益者への支払いについての責任を負いません。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用について、販売会社は販売（お買付代金の預り等を含みます。）について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を有しません。

(2) 投資リスクに対する管理体制



2008年9月末現在

*1 委託会社グループであるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの組織。

*2 委託会社であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社所属であり、計量投資戦略グループの在東京組織。

（注1） リスク管理とは、ベンチマークの収益率と本ファンドの収益率との乖離の散らばり具合を、一定の範囲に留めることを目指すことです。乖離幅がかかる一定の範囲におさまることを保証するものではなく、また、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

（注2） 上記運用体制およびリスク管理体制は、将来変更される場合があります。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

- (a) 3.675%（税込）を上限として販売会社がそれぞれ定める申込手数料率をお申込価額（円コースの場合、取得申込日の基準価額、通貨分散コースの場合、取得申込日の翌営業日の基準価額。）に乗じて得た額が申込手数料となります。詳しくは、販売会社または下記の照会先までお問い合わせください。申込手数料は、お申込時にご負担いただきます。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話：03（6437）6000（受付時間：営業日の午前９時から午後５時まで）

ホームページ・アドレス：www.gsam.co.jp

- (b) 販売会社によっては円コースと通貨分散コースの間でスイッチング（乗換え）ができます。^{*}下記のスイッチングにより本ファンドをお求めいただく場合には、取得する口数について通常より減免された申込手数料でお取扱いいたします。

なお、スイッチングの際には、換金時と同様に、スイッチングにより換金されるコースに対し税金が課されることにつきご注意ください。詳しくは、後記「（５）課税上の取扱い」をご覧ください。

本ファンドにおける「スイッチング」とは、円コースおよび通貨分散コースの各コースの受益者が当該コースの受益権の一部解約金（手取額）をもってその支払いを行った販売会社に当該コース以外のコースの受益権の取得のお申込みをする場合で、かつ、取得する口数について通常より減免された申込手数料でお取扱いする場合をいいます。

^{*} 販売会社によっては、スイッチングのお取扱いを行わない場合があります。また、販売会社により、円コースもしくは通貨分散コースのいずれかのコースのみの取扱いとなる場合があります。この場合、円コースと通貨分散コース間でのスイッチングはできません。

- (c) 自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について申込手数料はかかりません。

（２）【換金（解約）手数料】

換金（解約）請求には手数料はかかりません。

（３）【信託報酬等】

以下の支払先が行う本ファンドに関する業務の対価として本ファンドから支払われる信託報酬は、本ファンドの信託財産の計算期間を通じて毎日、本ファンドの信託財産の純資産総額に、円コースは年率1.26%（税込）、通貨分散コースは1.575%（税込）を乗じて得た額とします。委託会社、受託銀行および販売会社間の配分については以下のとおりとします。なお、販売会社の間における配分については、販売会社の取扱いにかかる純資産総額に応じて決められます。

	委託会社	販売会社	受託銀行
円コース	年率0.5775% （税込）	年率0.6300% （税込）	年率0.0525% （税込）
通貨分散コース	年率0.7245% （税込）	年率0.7875% （税込）	年率0.0630% （税込）

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。委託会社および販売会社の報酬は本ファンドから委託会社に対して支払われ、販売会社の報酬は委託会社より販売会社に対して支払われます。受託銀行の報酬は本ファンドから受託銀行に対して支払われます。

（４）【その他の手数料等】

本ファンドから支払われる費用には以下のものがあります（ただし、これらに限定されるものではありません。）。

- (a) 株式等の売買委託手数料、先物取引やオプション取引等に要する費用
- (b) 外貨建資産の保管費用
- (c) 借入金の利息、融資枠の設定に要する費用、受託銀行等の立替えた立替金の利息
- (d) 信託財産に関する租税
- (e) その他信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用等を含みます。また、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せずかつ委託会社の合理的判断により本ファンドに関連して生じたと認めるものを含みます。）

上記(a)から(d)記載の費用・税金については、ファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、委託会社は、上記(e)記載の諸費用の支払を信託財産のためにを行い、その金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、信託財産の純資産総額の年率0.05%相当額を、かかる諸費用の合計額とみなして本ファンドより受領します。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、随時かかる諸費用の年率を見直し、0.05%を上限としてこれを変更することができます。

上記(e)記載の諸費用の額は、本ファンドの計算期間を通じて毎日、前営業日の信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から委託会社に対して支払われます。

（５）【課税上の取扱い】

収益分配時・換金時・償還時に受益者が負担する税金は以下のとおりです。

ただし、税法が改正された場合には、下記の内容が変更になることがあります。

個人の受益者の場合^{*1}

時期	項目	税金
収益分配時	所得税および地方税	《2008年12月31日まで》 普通分配金に対し10%（所得税7%、地方税3%） ^{*2} 《2009年1月1日以降》 普通分配金×20% ^{*2}
換金時 （解約請求による場合）	所得税および地方税	《2008年12月31日まで》 基準価額の受益者ごとの個別元本超過額に対し10% （所得税7%、地方税3%） ^{*2} 《2009年1月1日以降》 譲渡益×20% ^{*2}
償還時	所得税および地方税	《2008年12月31日まで》 償還価額の受益者ごとの個別元本超過額に対し10% （所得税7%、地方税3%） ^{*2} 《2009年1月1日以降》 譲渡益×20% ^{*2}

^{*1} 法人の受益者の場合については、後記「収益分配金の課税について」「換金時および償還時の課税について」をご覧ください。

^{*2} 2009年および2010年の2年間については、一定の金額までは10%（所得税7%、地方税3%）の税率が適用されます。

2011年1月1日以降は、金額の多寡にかかわらず、20%（所得税15%、地方税5%）となります。詳しくは、後記「収益分配金の課税について」「換金時および償還時の課税について」をご覧ください。

上記のほか、申込手数料に対する消費税等相当額をご負担いただきます。

特別分配金は投資元本の一部払戻しとみなされ、非課税扱いとなります。

なお、外国での組入有価証券の取引には、当該外国において税金または費用が課せられることがあります。また、信託報酬および信託財産から支払われる費用等について消費税等が課せられる場合には、当該消費税等相当額は信託財産により負担されます。

本ファンドは、課税上、株式投資信託として取扱われます。

< 個別元本について >

個別元本とは、追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）をいい、税法上の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。

また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等ごとに、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、それぞれ別に個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、下記の< 収益分配金の課税について >をご覧ください。）

< 収益分配金の課税について >

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っていた場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っていた場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

（１）個人の受益者に対する課税

[2008年12月31日まで]

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、10%（所得税7%、地方税3%）の税率による源泉分離課税が行われます。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。これらについては収益の多寡を問わず確定申告は不要です。しかしながら、確定申告を行うことは可能であり、申告を行えば総合課税となります。なお、その場合、円コースについては配当控除の適用がありますが、通貨分散コースについては配当控除の適用はありません。

[2009年1月1日以降]

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として20%（所得税15%、地方税5%）の税率による源泉分離課税が行われ、確定申告は不要です。しかしながら、確定申告により、総合課税（円コースについては配当控除の適用がありますが、通貨分散コースについては配当控除の適用はありません。）または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

ただし、特例措置として、2010年12月31日までの間に支払いを受けるべきものについては10%（所得税7%、地方税3%）の税率が適用されます。所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。なお、2009年1月1日から2010年12月31日までの間において、年間に受け取る上場株式等の配当等（上場株式（上場ETF、上場REITを含みます。以下同じ。）の配当金および公募株式投資信託の普通分配金など）の合計額が100万円を超える場合（同一の支払者からの年間の支払総額が1万円以下のものは除きます。）、確定申告が必要となります。この場合、100万円以下の部分の税率は10%（所得税7%、地方税3%）ですが、100万円を超える部分の税率は20%（所得税15%、地方税5%）となります。

収益分配金について上場株式等の配当等として確定申告を行う場合（申告分離課税を選択した場合に限ります。）、上場株式等の譲渡による損失（公募株式投資信託の買取差損・解約（償還）差損を含みます。）との損益通算が可能となります。

（２）法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、7%（所得税7%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。ただし、2009年4月1日以降は、同税率は15%（所得税15%）となる予定です。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

なお、円コースについては益金不算入制度が適用されますが、通貨分散コースについては益金不算入制度は適用されません。

< 換金時および償還時の課税について >

（１）個人の受益者に対する課税

[2008年12月31日まで]

一部解約時および償還時の個別元本超過額については、10%（所得税7%、地方税3%）の税率による源泉分離課税が行われます。これらについては収益の多寡を問わず確定申告は不要です。しかしながら、確定申告を行うことは可能であり、申告を行えば総合課税となります。

また、買取差損または解約（償還）差損が発生した場合は、確定申告を行うことにより株式等（特定株式投資信託（ETF）および特定不動産投資信託（REIT）を含みます。）の譲渡による所得または損失との損益通算が可能であり、その年に控除しきれない損失については、翌年以降3年間にわたり、他の上場株式等の譲渡による所得からの控除が可能です。公募株式投資信託の解約（償還）差益との損益通算については、その解約（償還）差益が、株式譲渡益ではなく配当所得として課税されるため、行うことができません。

[2009年1月1日以降]

換金時および償還時の譲渡益が課税対象となり、原則として20%（所得税15%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特例措置として、2010年12月31日までの間は10%（所得税7%、地方税3%）の税率が適用されます。譲渡益が発生し課税される場合は、源泉徴収選択口座を用いなければ、源泉徴収は行われず、確定申告が必要となります。

なお、2009年1月1日から2010年12月31日までの間においては、年間に発生する買取差損益および解約（償還）差損益を含めた上場株式等の譲渡益の合計額が500万円を超える場合には、確定申告が必要となります。この場合、500万円以下の部分の税率は10%（所得税7%、地方税3%）ですが、500万円を超える部分の税率は20%（所得税15%、地方税5%）となります。

また、買取差損益および解約（償還）差損益を含めて上場株式等の譲渡損が発生した場合は、確定申告を行うことにより、上場株式等の配当等（申告分離課税を選択した場合に限ります。）との損益通算が可能となります。

（2）法人の受益者に対する課税

換金時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。ただし、2009年4月1日以降は、同税率は15%（所得税15%）となります。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

< G S 日本株・プラス(円コース) >

(2008年11月28日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	—	729,195,940	100.06
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	471,094	0.06
合計(純資産総額)	—	728,724,846	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

< G S 日本株・プラス(通貨分散コース) >

(2008年11月28日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	—	5,263,376,133	73.05
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	1,942,141,555	26.95
合計(純資産総額)	—	7,205,517,688	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

参考情報

< ゴールドマン・サックス日本計量株式マザーファンド >

(2008年11月28日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	16,393,190,420	97.97
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	339,529,793	2.03
合計(純資産総額)	—	16,732,720,213	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（２）【投資資産】

< G S 日本株・プラス(円コース) >

【投資有価証券の主要銘柄】

(2008年11月28日現在)

順位	国／ 地域	種類	銘柄名	数量 (口数)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	ゴールドマン・サックス日本計 量株式マザーファンド	890,566,610	0.8963	798,280,553	0.8188	729,195,940	100.06

種類別及び業種別投資比率

(2008年11月28日現在)

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.06
合計	100.06

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

【投資不動産物件】

(2008年11月28日現在)

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

(2008年11月28日現在)

該当事項はありません。

< G S 日本株・プラス(通貨分散コース) >

投資有価証券の主要銘柄

(2008年11月28日現在)

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量 (口数)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	ゴールドマン・サックス日本計 量株式マザーファンド	6,428,158,444	0.8959	5,758,987,150	0.8188	5,263,376,133	73.05

種類別及び業種別投資比率

(2008年11月28日現在)

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	73.05
合計	73.05

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資不動産物件

(2008年11月28日現在)

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

有価証券先物取引等

(2008年11月28日現在)

資産の 種類	地域	取引所	資産の名称	買建 / 売建	数量	通貨	帳簿価額	評価額金額	評価額金額 (円)	投資 比率 (%)
株価指数 先物取引	日本	東京証券取引所	東証株価指数先物 0812	買建	232	日本円	2,141,360,000	1,933,720,000	1,933,720,000	26.84

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

(注2) 評価額は、計算日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。2つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引については、取引量を勘案して評価を行う取引所を決定しております。

参考情報

<ゴールドマン・サックス日本計量株式マザーファンド>

投資有価証券の主要銘柄

(2008年11月28日現在)

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	業種	数量 (株式数)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	1,892	462,149.33	874,386,548	415,000.00	785,180,000	4.69
2	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	346,800	2,362.26	819,234,400	2,085.00	723,078,000	4.32
3	日本	株式	東京電力	電気・ガス業	234,100	2,900.00	678,890,000	2,835.00	663,673,500	3.97
4	日本	株式	旭化成	化学	1,375,000	427.00	587,125,000	404.00	555,500,000	3.32
5	日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	2,067	282,474.33	583,874,460	248,000.00	512,616,000	3.06
6	日本	株式	アステラス製薬	医薬品	120,600	4,158.62	501,530,000	3,890.00	469,134,000	2.80
7	日本	株式	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	銀行業	840,900	652.00	548,266,800	521.00	438,108,900	2.62
8	日本	株式	りそなホールディングス	銀行業	3,251	121,900.00	396,296,900	133,000.00	432,383,000	2.58
9	日本	株式	損害保険ジャパン	保険業	770,000	794.00	611,380,000	552.00	425,040,000	2.54
10	日本	株式	大阪瓦斯	電気・ガス業	1,148,000	355.00	407,540,000	363.00	416,724,000	2.49
11	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	87,000	4,930.00	428,910,000	4,610.00	401,070,000	2.40
12	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	1,125	430,000.00	483,750,000	345,000.00	388,125,000	2.32
13	日本	株式	京セラ	電気機器	62,200	5,710.00	355,162,000	5,960.00	370,712,000	2.22
14	日本	株式	ソニー	電気機器	164,800	2,345.00	386,456,000	1,843.00	303,726,400	1.82
15	日本	株式	西日本旅客鉄道	陸運業	679	410,000.00	278,390,000	424,000.00	287,896,000	1.72
16	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	95,300	3,470.00	330,691,000	3,000.00	285,900,000	1.71
17	日本	株式	パナソニック	電気機器	241,000	1,577.00	380,057,000	1,144.00	275,704,000	1.65
18	日本	株式	キリンホールディングス	食料品	225,000	1,111.00	249,975,000	1,158.00	260,550,000	1.56
19	日本	株式	日立製作所	電気機器	563,000	487.00	274,181,000	441.00	248,283,000	1.48
20	日本	株式	任天堂	その他製品	8,200	32,300.00	264,860,000	29,620.00	242,884,000	1.45
21	日本	株式	アマダ	機械	545,000	453.86	247,358,000	439.00	239,255,000	1.43
22	日本	株式	日本郵船	海運業	461,000	500.00	230,500,000	517.00	238,337,000	1.42
23	日本	株式	大日本印刷	その他製品	230,000	1,169.19	268,915,000	1,006.00	231,380,000	1.38
24	日本	株式	リコー	電気機器	217,000	1,082.00	234,794,000	994.00	215,698,000	1.29
25	日本	株式	新日本製鐵	鉄鋼	699,000	323.00	225,777,000	297.00	207,603,000	1.24
26	日本	株式	富士フイルムホールディングス	化学	87,600	2,390.00	209,364,000	2,305.00	201,918,000	1.21
27	日本	株式	ダスキン	サービス業	126,300	1,601.00	202,206,300	1,575.00	198,922,500	1.19
28	日本	株式	住友電気工業	非鉄金属	260,100	811.53	211,079,700	720.00	187,272,000	1.12
29	日本	株式	日本通運	陸運業	405,000	423.00	171,315,000	427.00	172,935,000	1.03
30	日本	株式	新日本石油	石油・石炭製品	476,000	403.00	191,828,000	358.00	170,408,000	1.02

種類別及び業種別投資比率

(2008年11月28日現在)

国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
国内	水産・農林業	0.25
	建設業	0.86
	食料品	4.98
	繊維製品	0.04
	パルプ・紙	0.02
	化学	5.43
	医薬品	6.35
	石油・石炭製品	1.28
	ゴム製品	0.13
	ガラス・土石製品	0.05
	鉄鋼	3.25
	非鉄金属	1.67
	金属製品	0.06
	機械	2.98
	電気機器	11.90
	輸送用機器	7.82
	精密機器	0.04
	その他製品	3.86
	電気・ガス業	7.25
	陸運業	5.40
	海運業	2.39
	倉庫・運輸関連業	0.02
	情報・通信業	6.84
	卸売業	3.85
	小売業	2.50
	銀行業	11.14
	証券、商品先物取引業	0.76
	保険業	3.82
	その他金融業	1.22
	不動産業	0.01
	サービス業	1.80
合計		97.97

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資不動産物件

(2008年11月28日現在)

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

(2008年11月28日現在)

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

< G S 日本株・プラス(円コース) >

2008年11月28日及び同日前１年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	１口当たり 純資産額(円) (分配落)	１口当たり 純資産額(円) (分配付)
１期	(2006年８月10日)	417	434	1.0403	1.0823
２期	(2006年11月10日)	656	657	1.0204	1.0229
３期	(2007年２月13日)	681	719	1.0858	1.1458
４期	(2007年５月10日)	715	721	1.0672	1.0752
５期	(2007年８月10日)	695	697	0.9619	0.9649
６期	(2007年11月12日)	1,366	1,371	0.8730	0.8760
７期	(2008年２月12日)	1,068	1,072	0.7592	0.7622
８期	(2008年５月12日)	1,123	1,128	0.7885	0.7915
９期	(2008年８月11日)	1,062	1,066	0.7514	0.7544
10期	(2008年11月10日)	795	799	0.5384	0.5414
	2007年11月末日	1,429	—	0.9078	—
	2007年12月末日	1,222	—	0.8822	—
	2008年１月末日	1,120	—	0.7994	—
	2008年２月末日	1,105	—	0.7841	—
	2008年３月末日	1,014	—	0.7162	—
	2008年４月末日	1,150	—	0.8038	—
	2008年５月末日	1,186	—	0.8306	—
	2008年６月末日	1,129	—	0.7898	—
	2008年７月末日	1,102	—	0.7765	—
	2008年８月末日	1,062	—	0.7446	—
	2008年９月末日	917	—	0.6431	—
	2008年10月末日	746	—	0.5091	—
	2008年11月末日	728	—	0.4913	—

(注) 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

< G S 日本株・プラス(通貨分散コース) >

2008年11月28日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
1期	(2006年8月10日)	4,671	4,918	1.0502	1.1057
2期	(2006年9月11日)	7,560	7,585	1.0548	1.0583
3期	(2006年10月10日)	11,028	11,063	1.1019	1.1054
4期	(2006年11月10日)	12,329	12,534	1.0506	1.0681
5期	(2006年12月11日)	14,239	14,285	1.0839	1.0874
6期	(2007年1月10日)	15,006	15,059	1.1327	1.1367
7期	(2007年2月13日)	16,484	17,483	1.1551	1.2251
8期	(2007年3月12日)	16,778	16,839	1.1131	1.1171
9期	(2007年4月10日)	18,706	18,771	1.1553	1.1593
10期	(2007年5月10日)	19,094	19,625	1.1496	1.1816
11期	(2007年6月11日)	20,452	20,529	1.1953	1.1998
12期	(2007年7月10日)	21,694	21,772	1.2465	1.2510
13期	(2007年8月10日)	18,720	18,801	1.0404	1.0449
14期	(2007年9月10日)	17,541	17,626	0.9252	0.9297
15期	(2007年10月10日)	21,307	21,394	1.1036	1.1081
16期	(2007年11月12日)	17,619	17,705	0.9221	0.9266
17期	(2007年12月10日)	18,838	18,926	0.9690	0.9735
18期	(2008年1月10日)	16,723	16,811	0.8572	0.8617
19期	(2008年2月12日)	14,885	14,973	0.7593	0.7638
20期	(2008年3月10日)	13,912	14,000	0.7062	0.7107
21期	(2008年4月10日)	13,965	14,054	0.7074	0.7119
22期	(2008年5月12日)	15,104	15,193	0.7641	0.7686
23期	(2008年6月10日)	16,207	16,296	0.8173	0.8218
24期	(2008年7月10日)	15,385	15,475	0.7738	0.7783
25期	(2008年8月11日)	14,703	14,793	0.7393	0.7438
26期	(2008年9月10日)	12,740	12,829	0.6434	0.6479
27期	(2008年10月10日)	7,431	7,520	0.3762	0.3807
28期	(2008年11月10日)	8,261	8,354	0.4025	0.4070
	2007年11月末日	18,386	—	0.9491	—
	2007年12月末日	18,500	—	0.9480	—
	2008年1月末日	15,584	—	0.7985	—
	2008年2月末日	15,557	—	0.7907	—
	2008年3月末日	13,460	—	0.6828	—
	2008年4月末日	15,581	—	0.7879	—
	2008年5月末日	16,505	—	0.8340	—

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
	2008年6月末日	15,754	—	0.7934	—
	2008年7月末日	15,481	—	0.7784	—
	2008年8月末日	14,271	—	0.7204	—
	2008年9月末日	11,272	—	0.5706	—
	2008年10月末日	7,608	—	0.3744	—
	2008年11月末日	7,205	—	0.3424	—

(注) 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

【分配の推移】

< G S 日本株・プラス(円コース) >

期	計算期間	1口当たりの分配金(円)
第1期	自 2006年6月14日 至 2006年8月10日	0.0420
第2期	自 2006年8月11日 至 2006年11月10日	0.0025
第3期	自 2006年11月11日 至 2007年2月13日	0.0600
第4期	自 2007年2月14日 至 2007年5月10日	0.0080
第5期	自 2007年5月11日 至 2007年8月10日	0.0030
第6期	自 2007年8月11日 至 2007年11月12日	0.0030
第7期	自 2007年11月13日 至 2008年2月12日	0.0030
第8期	自 2008年2月13日 至 2008年5月12日	0.0030
第9期	自 2008年5月13日 至 2008年8月11日	0.0030
第10期	自 2008年8月12日 至 2008年11月10日	0.0030

< G S 日本株・プラス(通貨分散コース) >

期	計算期間	1口当たりの分配金(円)
第1期	自 2006年6月14日 至 2006年8月10日	0.0555
第2期	自 2006年8月11日 至 2006年9月11日	0.0035
第3期	自 2006年9月12日 至 2006年10月10日	0.0035
第4期	自 2006年10月11日 至 2006年11月10日	0.0175
第5期	自 2006年11月11日 至 2006年12月11日	0.0035
第6期	自 2006年12月12日 至 2007年1月10日	0.0040
第7期	自 2007年1月11日 至 2007年2月13日	0.0700
第8期	自 2007年2月14日 至 2007年3月12日	0.0040
第9期	自 2007年3月13日 至 2007年4月10日	0.0040
第10期	自 2007年4月11日 至 2007年5月10日	0.0320
第11期	自 2007年5月11日 至 2007年6月11日	0.0045
第12期	自 2007年6月12日 至 2007年7月10日	0.0045
第13期	自 2007年7月11日 至 2007年8月10日	0.0045
第14期	自 2007年8月11日 至 2007年9月10日	0.0045
第15期	自 2007年9月11日 至 2007年10月10日	0.0045
第16期	自 2007年10月11日 至 2007年11月12日	0.0045
第17期	自 2007年11月13日 至 2007年12月10日	0.0045
第18期	自 2007年12月11日 至 2008年1月10日	0.0045
第19期	自 2008年1月11日 至 2008年2月12日	0.0045
第20期	自 2008年2月13日 至 2008年3月10日	0.0045
第21期	自 2008年3月11日 至 2008年4月10日	0.0045
第22期	自 2008年4月11日 至 2008年5月12日	0.0045
第23期	自 2008年5月13日 至 2008年6月10日	0.0045
第24期	自 2008年6月11日 至 2008年7月10日	0.0045
第25期	自 2008年7月11日 至 2008年8月11日	0.0045
第26期	自 2008年8月12日 至 2008年9月10日	0.0045
第27期	自 2008年9月11日 至 2008年10月10日	0.0045
第28期	自 2008年10月11日 至 2008年11月10日	0.0045

【収益率の推移】

< G S 日本株・プラス(円コース) >

期	計算期間	収益率(%)
第1期	自 2006年 6 月14日 至 2006年 8 月10日	8.2
第2期	自 2006年 8 月11日 至 2006年11月10日	1.7
第3期	自 2006年11月11日 至 2007年 2 月13日	12.3
第4期	自 2007年 2 月14日 至 2007年 5 月10日	1.0
第5期	自 2007年 5 月11日 至 2007年 8 月10日	9.6
第6期	自 2007年 8 月11日 至 2007年11月12日	8.9
第7期	自 2007年11月13日 至 2008年 2 月12日	12.7
第8期	自 2008年 2 月13日 至 2008年 5 月12日	4.3
第9期	自 2008年 5 月13日 至 2008年 8 月11日	4.3
第10期	自 2008年 8 月12日 至 2008年11月10日	27.9

< G S 日本株・プラス(通貨分散コース) >

期	計算期間	収益率(%)
第1期	自 2006年6月14日 至 2006年8月10日	10.6
第2期	自 2006年8月11日 至 2006年9月11日	0.8
第3期	自 2006年9月12日 至 2006年10月10日	4.8
第4期	自 2006年10月11日 至 2006年11月10日	3.1
第5期	自 2006年11月11日 至 2006年12月11日	3.5
第6期	自 2006年12月12日 至 2007年1月10日	4.9
第7期	自 2007年1月11日 至 2007年2月13日	8.2
第8期	自 2007年2月14日 至 2007年3月12日	3.3
第9期	自 2007年3月13日 至 2007年4月10日	4.2
第10期	自 2007年4月11日 至 2007年5月10日	2.3
第11期	自 2007年5月11日 至 2007年6月11日	4.4
第12期	自 2007年6月12日 至 2007年7月10日	4.7
第13期	自 2007年7月11日 至 2007年8月10日	16.2
第14期	自 2007年8月11日 至 2007年9月10日	10.6
第15期	自 2007年9月11日 至 2007年10月10日	19.8
第16期	自 2007年10月11日 至 2007年11月12日	16.0
第17期	自 2007年11月13日 至 2007年12月10日	5.6
第18期	自 2007年12月11日 至 2008年1月10日	11.1
第19期	自 2008年1月11日 至 2008年2月12日	10.9
第20期	自 2008年2月13日 至 2008年3月10日	6.4
第21期	自 2008年3月11日 至 2008年4月10日	0.8
第22期	自 2008年4月11日 至 2008年5月12日	8.7
第23期	自 2008年5月13日 至 2008年6月10日	7.6
第24期	自 2008年6月11日 至 2008年7月10日	4.8
第25期	自 2008年7月11日 至 2008年8月11日	3.9
第26期	自 2008年8月12日 至 2008年9月10日	12.4
第27期	自 2008年9月11日 至 2008年10月10日	40.8
第28期	自 2008年10月11日 至 2008年11月10日	8.2

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

本ファンドの信託設定日は2006年6月14日であり、同日より運用を開始しました。

マザーファンドの信託設定日は2000年11月30日であり、同日より運用を開始しました。

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、お買付のお申込みを行うものとします。お買付のお申込みは、販売会社所定の方法により、毎営業日受付けます。毎営業日の午後3時（国内の金融商品取引所の半休日は午前11時）*までに、お買付のお申込みが行われかつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。

* 販売会社によっては午後3時（国内の金融商品取引所の半休日は午前11時）より前に受付を締め切る場合がありますので、販売会社にご確認ください。

- (2) 収益分配金の受取方法により、収益分配時に収益分配金を受取る「一般コース」、収益分配金が税金を差引かれた後自動的に無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」がありますので、どちらかのコースをお選びいただくこととなります（ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。）。一度お選びいただいたコースは途中で変更することはできません。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合、お買付に際して、本ファンドにかかる「自動けいぞく投資契約」（販売会社によっては名称が異なる場合もございます。）を当該販売会社との間で結んでいただきます。ただし、販売会社によっては、自動けいぞく投資契約を結んだ場合であっても、収益分配金の受取りをご希望の方は、再投資を中止することを申し出ることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- (3) お買付価額は、以下のとおりとします。

円コース：取得申込日の基準価額です。

（スイッチングの場合は取得申込日の翌営業日の基準価額）

通貨分散コース：取得申込日の翌営業日の基準価額です。

なお、お申込みには申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額がかかります。ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話：03（6437）6000（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ・アドレス：www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：「株ブラ円」および「株ブラ通」）。

- (4) お買付単位は、販売会社が別途定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって取得のお申込みに応じます。
- (5) お買付代金は、お申込みの販売会社にお支払いください。お買付代金の払込期日は販売会社によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- (6) 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断したときは、販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みを取消することができます。

2【換金（解約）手続等】

- (1) ご換金のお申込みは、毎営業日受付けます。毎営業日の午後3時（国内の金融商品取引所の半休日は午前11時）*までにご換金のお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。ご換金場所は販売会社の本・支店、営業所です。

* 販売会社によっては午後3時（国内の金融商品取引所の半休日は午前11時）より前に受付を締め切る場合がありますので、販売会社にご確認ください。

- (2) ご換金は「解約請求制」により行うことができます。受益者は、販売会社が別途定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

- (3) 一部解約の価額は、円コースの場合は一部解約の実行の請求日の基準価額、通貨分散コースの場合は一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。手取り額は、それぞれ当該基準価額から、換金にかかる税金を差し引いた金額となります。

詳しくは、「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご覧ください。

- (4) 本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 (6437) 6000 (受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス : www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：「株ブラ円」および「株ブラ通」）。

- (5) 一部解約金は、受益者による一部解約の実行の請求日から起算して、原則として5営業日目から販売会社を通じて受益者に支払います。

- (6) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、1顧客1日当たり3億円を超える大口のご換金は制限することがあります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

- (7) 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断したときは、上記の一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求を保留または取消させていただくことがあります。これにより一部解約の実行の請求の受付が中止され、またはすでに受付けた一部解約の実行の請求が保留された場合には、受益者は当該受付中止または請求保留以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止または請求保留を解除した後の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求日として上記に準じて計算された価額とします。

- (8) また、信託約款の変更を行う場合においてその内容の変更が重大な場合に、後記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 (5) その他 b. 約款変更」に定める期間内に異議を述べた受益者は、投資信託法の規定に定めるところにより、販売会社を通じ、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を本ファンドの信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。後記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 (5) その他 a. 信託の終了」に規定する信託契約の解約を行う場合において、所定の期間内に異議を述べた受益者についても同様です。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

本ファンド1万口当たりの純資産総額（以下「基準価額」といいます。）は、本ファンドの信託財産の純資産総額をその時の受益権総口数で除して得た額の1万口当たりの額です。「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話：03（6437）6000（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ・アドレス：www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：「株ブラ円」および「株ブラ通」）。年2回（5月および11月の決算時）および償還時に、期中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じてお渡しいたします。

委託会社が設定・運用を行うファンドについては、通常、月次で運用経過について記載したレポートが作成されています。最新のレポートは、販売会社または上記のホームページにおいて入手可能です。

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

本ファンドの信託期間は2006年6月14日から開始し、期限はありません。ただし、下記「(5) その他 a . 信託の終了」の場合には、信託は終了します。

（4）【計算期間】

<円コース>

円コースの計算期間は、毎年2月11日から5月10日まで、5月11日から8月10日まで、8月11日から11月10日までおよび11月11日から翌年2月10日までとすることを原則とします。なお、第1計算期間は2006年6月14日から2006年8月10日までです。以上にかかわらず、この原則により各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日までとします。

<通貨分散コース>

通貨分散コースの計算期間は毎月11日から翌月10日までとすることを原則とします。なお、第1計算期間は2006年6月14日から2006年8月10日までです。以上にかかわらず、この原則により各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日までとします。

（5）【その他】

a . 信託の終了

(a) 受益権総口数の減少に伴う繰上償還

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、円コースおよび通貨分散コースそれぞれについて、受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合には、当該各コースについて、受託銀行と協議のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、当該各コースにかかる信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。繰上償還を行う場合は、下記(b)に定める受益者異議手続を準用します。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

(b) その他の事由による信託の終了

監督官庁の命令があったとき、委託会社の登録取消、解散、業務廃止のとき（ただし監督官庁が信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、信託は、下記b . に記載する受益者の異議により約款変更ができない場合を除き、当該投資信託委託会社と受託銀行との間において存続します。）、受託銀行が信託業務を営む銀行でなくなったとき（ただし他の信託銀行が受託者の業務を引き継ぐときを除きます。）、受託銀行の辞任または解任に際し新受託者を選任できないときは（新受託者の選任を行う場合は、下記b . に定める手続を準用します。）、委託会社は信託契約を解約し、信託は終了します。なお、受託銀行は、委託会社の承諾を受けて

受託銀行の任務を辞任することができます。また、委託会社は信託約款に定める場合、受益者の利益のため必要と認めるときは、法令に従い受託銀行を解任することができます。

また、委託会社は、信託期間中において、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、または正当な理由があるときは、受託銀行と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。かかる一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。以上は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

b. 約款変更

委託会社は、監督官庁の命令があったとき、受益者の利益のため必要と認めるときまたは正当な理由があるときは、受託銀行と合意のうえ、信託約款を変更することができます。あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託約款の変更をしません。

委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

c. その他の契約の変更

募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の募集・販売契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年ごとに自動的に更新されます。募集・販売契約は、当事者間の合意により変更することができます。その終了または変更は、必要に応じて運用報告書に記載する等の方法により受益者に対し通知を行う手配をしますが、必ずしもただちに受益者全員にこれを知らせるものではありません。

d. 反対者の買取請求権

上記a.に規定する信託契約の解約または上記b.に規定する信託約款の変更を行う場合において、上記a.または上記b.の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じ、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。

e. 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、投資信託委託会社の事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を承継させることがあります。

f. 信託業務の委託等

受託銀行は、委託会社と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託銀行の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

- (a) 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- (b) 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- (c) 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
- (d) 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託銀行は、上記に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

上記にかかわらず、受託銀行は、次に掲げる業務(裁量性のないものに限りです。)を、受託銀行および委託会社が適当と認める者（受託銀行の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

- (a) 信託財産の保存に係る業務
- (b) 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
- (c) 委託会社のための指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
- (d) 受託銀行が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

保管費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

g. 混蔵寄託

金融機関または証券会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本g.において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

h. 信託財産の登記等および記載等の留保等

信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託銀行が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

上記ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社または受託銀行が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託銀行が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

i. 一部解約の請求および有価証券売却等の指図

委託会社は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図ができます。

j. 再投資の指図

委託会社は、上記の一部解約の代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

2【受益者の権利等】

(1) 収益分配金の受領権に関する内容及び権利行使の手続

収益分配金は、本ファンドの毎計算期間の終了日から起算して原則として5営業日までに販売会社を通じて、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者への支払いを開始します。

上記にかかわらず、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託銀行が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、自動けいぞく投資契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じるものとします。当該取得申込により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

販売会社は、受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、あらかじめ計算期間を指定し、上記の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込みを中止することを申し出た場合においては、上記にかかわらず、当該受益権に帰属する収益分配金を当該計算期間終了のつど受益者に支払うことができます。

受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(2) 償還金の受領権に関する内容及び権利行使の手続

償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日から起算して原則として5営業日までに販売会社を通じて信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者への支払いを開始します。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3) 一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続

一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続については、前記「第2 手続等 2 換金（解約）手続等」をご覧ください。

一部解約金は、受益者による一部解約の実行の請求日から起算して、原則として5営業日目から販売会社を通じて受益者に支払います。

(4) 収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託銀行の免責

受託銀行は、収益分配金については支払開始日（一般コースの場合）および交付開始前（自動けいぞく投資コースの場合）までに、償還金については支払開始日までに、一部解約金については支払日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。

受託銀行は、上記により委託会社の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(5) 委託会社の免責

収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払いについては、当該販売会社に対する支払いをもって、委託会社は免責されるものとします。かかる支払いがなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額（および委託会社が一定期間経過後当該販売会社より回収した金額があればその金額）を除き、受益者の計算に属する金銭となります。

販売会社が収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払いを怠ったことにより委託会社が損害を被った場合には、委託会社に過失がない場合に限り、受託銀行の承諾を得て委託会社は信託財産よりその損害の賠償を受けることができます。

(6) 換金手続等

前記「第2 手続等 2 換金（解約）手続等」をご覧ください。

第4【ファンドの経理状況】

- (1) G S 日本株・プラス（円コース）及びG S 日本株・プラス（通貨分散コース）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 円コース及び通貨分散コースの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (3) 円コース及び通貨分散コースは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前特定期間（2007年11月13日から2008年5月12日まで）及び、当特定期間（2008年5月13日から2008年11月10日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【GS日本株・プラス（円コース）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 (2008年5月12日現在)	当期 (2008年11月10日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	1,131,699,418	802,806,750
未収入金	1,281,039	-
流動資産合計	1,132,980,457	802,806,750
資産合計	1,132,980,457	802,806,750
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	4,276,477	4,431,797
未払解約金	1,281,039	-
未払受託者報酬	139,479	118,711
未払委託者報酬	3,207,980	2,730,379
その他未払費用	132,753	112,982
流動負債合計	9,037,728	7,393,869
負債合計	9,037,728	7,393,869
純資産の部		
元本等		
元本	1,425,492,646	1,477,265,974
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	301,549,917	681,853,093
（分配準備積立金）	13,557,092	10,835,748
元本等合計	1,123,942,729	795,412,881
純資産合計	1,123,942,729	795,412,881
負債純資産合計	1,132,980,457	802,806,750

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 2007年11月13日 至 2008年 5 月12日	当期 自 2008年 5 月13日 至 2008年11月10日
営業収益		
有価証券売買等損益	93,120,574	343,329,864
営業収益合計	93,120,574	343,329,864
営業費用		
受託者報酬	300,093	266,821
委託者報酬	6,902,132	6,136,848
その他費用	285,629	253,949
営業費用合計	7,487,854	6,657,618
営業損失（ ）	100,608,428	349,987,482
経常損失（ ）	100,608,428	349,987,482
当期純損失（ ）	100,608,428	349,987,482
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	6,628,918	2,989,546
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	198,922,511	301,549,917
剰余金増加額又は欠損金減少額	34,966,106	10,764,553
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	34,966,106	10,764,553
剰余金減少額又は欠損金増加額	21,857,022	35,397,481
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	21,857,022	35,397,481
分配金	8,499,144	8,672,312
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	301,549,917	681,853,093

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	前期 自 2007年11月13日 至 2008年 5月12日	当期 自 2008年 5月13日 至 2008年11月10日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	特定期間の取扱い 2007年11月10日及びその翌日が休業日のため、本特定期間期首は2007年11月13日としております。また、2008年 5月10日及びその翌日が休業日のため、本特定期間末日は2008年 5月12日としております。	特定期間の取扱い 2008年 5月10日及びその翌日が休業日のため、本特定期間期首は2008年 5月13日としております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	前期 (2008年 5月12日現在)	当期 (2008年11月10日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	1,565,799,777円	1,425,492,646円
期中追加設定元本額	121,119,947円	99,380,424円
期中一部解約元本額	261,427,078円	47,607,096円
2. 特定期間末日における受益権の総数	1,425,492,646口	1,477,265,974口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は301,549,917円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は681,853,093円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	前期 自 2007年11月13日 至 2008年 5 月12日	区分	当期 自 2008年 5 月13日 至 2008年11月10日
分配金の計算過程		分配金の計算過程	
2007年11月13日から 2008年 2 月12日までの計算期間		2008年 5 月13日から 2008年 8 月11日までの計算期間	
費用控除後の配当等収益額	—円	費用控除後の配当等収益額	—円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	—円	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	—円
収益調整金額	33,408,678円	収益調整金額	33,966,918円
分配準備積立金額	12,302,443円	分配準備積立金額	13,279,211円
本ファンドの分配対象収益額	45,711,121円	本ファンドの分配対象収益額	47,246,129円
本ファンドの期末残存口数	1,407,555,911口	本ファンドの期末残存口数	1,413,505,169口
1口当たり収益分配対象額	0.032475円	1口当たり収益分配対象額	0.033424円
1口当たり分配金額	0.0030円	1口当たり分配金額	0.0030円
収益分配金金額	4,222,667円	収益分配金金額	4,240,515円
2008年 2 月13日から 2008年 5 月12日までの計算期間		2008年 8 月12日から 2008年11月10日までの計算期間	
費用控除後の配当等収益額	9,840,990円	費用控除後の配当等収益額	6,342,513円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	—円	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	—円
収益調整金額	34,086,872円	収益調整金額	36,051,719円
分配準備積立金額	7,992,579円	分配準備積立金額	8,925,032円
本ファンドの分配対象収益額	51,920,441円	本ファンドの分配対象収益額	51,319,264円
本ファンドの期末残存口数	1,425,492,646口	本ファンドの期末残存口数	1,477,265,974口
1口当たり収益分配対象額	0.036422円	1口当たり収益分配対象額	0.034739円
1口当たり分配金額	0.0030円	1口当たり分配金額	0.0030円
収益分配金金額	4,276,477円	収益分配金金額	4,431,797円

(注) 上記の費用控除後の配当等収益額は本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含んでおります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期（2008年 5 月12日現在）		当期（2008年11月10日現在）	
	貸借対照表計上額 （円）	最終の計算期間の 損益に含まれた 評価差額（円）	貸借対照表計上額 （円）	最終の計算期間の 損益に含まれた 評価差額（円）
親投資信託受益証券	1,131,699,418	49,951,112	802,806,750	294,800,378
合計	1,131,699,418	49,951,112	802,806,750	294,800,378

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

区分	前期 (2008年5月12日現在)	当期 (2008年11月10日現在)
1口当たり純資産額	0.7885円	0.5384円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

有価証券明細表

(ア)株式

該当事項はありません。

(イ)株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	親投資信託 受益証券	ゴールドマン・サックス日本計量株式 マザーファンド	895,190,400	802,806,750	—
合計		—	895,190,400	802,806,750	—

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【GS日本株・プラス（通貨分散コース）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 (2008年5月12日現在)	当期 (2008年11月10日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	509,806,284	694,982,915
親投資信託受益証券	12,695,596,840	5,781,355,291
派生商品評価勘定	314,844,897	41,637,000
未収利息	44,497,552	16,508,419
前払金	-	502,952,000
差入保証金	1,418,340,347	1,409,707,149
差入委託証拠金	446,340,000	535,920,000
流動資産合計	15,429,425,920	8,983,062,774
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	48,230,663	613,074,780
前受金	153,768,000	-
未払収益分配金	88,957,434	92,357,765
未払解約金	5,974,232	712,077
未払受託者報酬	837,063	414,624
未払委託者報酬	20,089,506	9,950,982
未払利息	6,603,312	4,478,901
その他未払費用	555,243	275,024
流動負債合計	325,015,453	721,264,153
負債合計		
	325,015,453	721,264,153
純資産の部		
元本等		
元本	19,768,318,859	20,523,947,977
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	4,663,908,392	12,262,149,356
（分配準備積立金）	2,306,668,856	1,977,847,050
元本等合計	15,104,410,467	8,261,798,621
純資産合計		
	15,104,410,467	8,261,798,621
負債純資産合計		
	15,429,425,920	8,983,062,774

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 2007年11月13日 至 2008年 5 月12日	当期 自 2008年 5 月13日 至 2008年11月10日
営業収益		
受取利息	409,488,815	295,895,359
有価証券売買等損益	1,297,622,357	3,724,241,549
派生商品取引等損益	1,481,565,472	3,030,637,889
為替差損益	1,199,844	9,170,937
その他収益	3,634,979	3,366,802
営業収益合計	2,367,263,879	6,446,446,340
営業費用		
支払利息	61,259,130	47,151,960
受託者報酬	4,987,865	4,205,852
委託者報酬	119,708,603	100,940,541
その他費用	3,308,548	2,789,826
営業費用合計	189,264,146	155,088,179
営業損失（ ）	2,556,528,025	6,601,534,519
経常損失（ ）	2,556,528,025	6,601,534,519
当期純損失（ ）	2,556,528,025	6,601,534,519
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	24,700,295	15,088,076
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	1,489,363,958	4,663,908,392
剰余金増加額又は欠損金減少額	146,939,339	214,598,720
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	146,939,339	214,598,720
剰余金減少額又は欠損金増加額	259,731,773	687,816,056
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	259,731,773	687,816,056
分配金	529,924,270	538,577,185
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	4,663,908,392	12,262,149,356

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	前期 自 2007年11月13日 至 2008年 5 月12日	当期 自 2008年 5 月13日 至 2008年11月10日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	先物取引・スワップ取引 個別法に基づき、法令及び社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。	先物取引・スワップ取引 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	特定期間の取扱い 2007年11月10日及びその翌日が休業日のため、本特定期間期首は2007年11月13日としております。また、2008年 5 月10日及びその翌日が休業日のため、本特定期間末日は2008年 5 月12日としております。	特定期間の取扱い 2008年 5 月10日及びその翌日が休業日のため、本特定期間期首は2008年 5 月13日としております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	前期 (2008年 5 月12日現在)	当期 (2008年11月10日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	19,108,848,584円	19,768,318,859円
期中追加設定元本額	1,629,518,709円	1,404,541,631円
期中一部解約元本額	970,048,434円	648,912,513円
2. 特定期間末日における受益権の総数	19,768,318,859口	20,523,947,977口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は4,663,908,392円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は12,262,149,356円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	前期 自 2007年11月13日 至 2008年 5月12日
分配金の計算過程	
2007年11月13日から	
2007年12月10日までの計算期間	
費用控除後の配当等収益額	69,194,485円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	—円
収益調整金額	1,195,815,281円
分配準備積立金額	2,533,885,563円
本ファンドの分配対象収益額	3,798,895,329円
本ファンドの期末残存口数	19,440,975,802口
1口当たり収益分配対象額	0.195406円
1口当たり分配金額	0.0045円
収益分配金金額	87,484,391円
2007年12月11日から	
2008年 1月10日までの計算期間	
費用控除後の配当等収益額	56,921,076円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	—円
収益調整金額	1,232,287,383円
分配準備積立金額	2,492,479,370円
本ファンドの分配対象収益額	3,781,687,829円
本ファンドの期末残存口数	19,508,283,766口
1口当たり収益分配対象額	0.193850円
1口当たり分配金額	0.0045円
収益分配金金額	87,787,276円
2008年 1月11日から	
2008年 2月12日までの計算期間	
費用控除後の配当等収益額	40,342,982円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	—円
収益調整金額	1,282,556,750円
分配準備積立金額	2,429,785,208円
本ファンドの分配対象収益額	3,752,684,940円
本ファンドの期末残存口数	19,603,737,890口
1口当たり収益分配対象額	0.191427円
1口当たり分配金額	0.0045円
収益分配金金額	88,216,820円
2008年 2月13日から	
2008年 3月10日までの計算期間	
費用控除後の配当等収益額	29,984,316円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	—円
収益調整金額	1,308,461,837円
分配準備積立金額	2,373,992,491円
本ファンドの分配対象収益額	3,712,438,644円
本ファンドの期末残存口数	19,699,065,262口
1口当たり収益分配対象額	0.188457円
1口当たり分配金額	0.0045円
収益分配金金額	88,645,793円
2008年 3月11日から	
2008年 4月10日までの計算期間	
費用控除後の配当等収益額	147,819,895円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	—円
収益調整金額	1,333,801,263円
分配準備積立金額	2,298,807,575円
本ファンドの分配対象収益額	3,780,428,733円
本ファンドの期末残存口数	19,740,568,011口
1口当たり収益分配対象額	0.191505円
1口当たり分配金額	0.0045円
収益分配金金額	88,832,556円
2008年 4月11日から	
2008年 5月12日までの計算期間	
費用控除後の配当等収益額	50,104,855円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	—円
収益調整金額	1,351,351,979円
分配準備積立金額	2,345,521,435円
本ファンドの分配対象収益額	3,746,978,269円
本ファンドの期末残存口数	19,768,318,859口
1口当たり収益分配対象額	0.189544円
1口当たり分配金額	0.0045円
収益分配金金額	88,957,434円

区分	当期 自 2008年 5月13日 至 2008年11月10日
分配金の計算過程	
2008年 5月13日から	
2008年 6月10日までの計算期間	
費用控除後の配当等収益額	51,095,339円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	—円
収益調整金額	1,369,107,696円
分配準備積立金額	2,300,587,594円
本ファンドの分配対象収益額	3,720,790,629円
本ファンドの期末残存口数	19,830,648,819口
1口当たり収益分配対象額	0.187628円
1口当たり分配金額	0.0045円
収益分配金金額	89,237,919円
2008年 6月11日から	
2008年 7月10日までの計算期間	
費用控除後の配当等収益額	40,844,554円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	—円
収益調整金額	1,388,091,540円
分配準備積立金額	2,253,463,425円
本ファンドの分配対象収益額	3,682,399,519円
本ファンドの期末残存口数	19,884,109,094口
1口当たり収益分配対象額	0.185193円
1口当たり分配金額	0.0045円
収益分配金金額	89,478,490円
2008年 7月11日から	
2008年 8月11日までの計算期間	
費用控除後の配当等収益額	34,924,057円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	—円
収益調整金額	1,397,801,210円
分配準備積立金額	2,195,929,271円
本ファンドの分配対象収益額	3,628,654,538円
本ファンドの期末残存口数	19,888,198,480口
1口当たり収益分配対象額	0.182452円
1口当たり分配金額	0.0045円
収益分配金金額	89,496,893円
2008年 8月12日から	
2008年 9月10日までの計算期間	
費用控除後の配当等収益額	23,237,323円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	—円
収益調整金額	1,398,061,947円
分配準備積立金額	2,125,865,949円
本ファンドの分配対象収益額	3,547,165,219円
本ファンドの期末残存口数	19,802,464,741口
1口当たり収益分配対象額	0.179127円
1口当たり分配金額	0.0045円
収益分配金金額	89,111,091円
2008年 9月11日から	
2008年10月10日までの計算期間	
費用控除後の配当等収益額	111,328,199円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	—円
収益調整金額	1,409,925,026円
分配準備積立金額	2,040,260,717円
本ファンドの分配対象収益額	3,561,513,942円
本ファンドの期末残存口数	19,754,450,627口
1口当たり収益分配対象額	0.180289円
1口当たり分配金額	0.0045円
収益分配金金額	88,895,027円
2008年10月11日から	
2008年11月10日までの計算期間	
費用控除後の配当等収益額	18,051,201円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	—円
収益調整金額	1,556,135,905円
分配準備積立金額	2,052,153,614円
本ファンドの分配対象収益額	3,626,340,720円
本ファンドの期末残存口数	20,523,947,977口
1口当たり収益分配対象額	0.176688円
1口当たり分配金額	0.0045円
収益分配金金額	92,357,765円

(注) 上記の費用控除後の配当等収益額は本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含んでおります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期（2008年5月12日現在）		当期（2008年11月10日現在）	
	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間の 損益に含まれた 評価差額(円)	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間の 損益に含まれた 評価差額(円)
親投資信託受益証券	12,695,596,840	937,865,834	5,781,355,291	451,910,131
合計	12,695,596,840	937,865,834	5,781,355,291	451,910,131

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の状況に関する事項

前期 自 2007年11月13日 至 2008年5月12日	当期 自 2008年5月13日 至 2008年11月10日
1. 取引の内容 当投資信託の利用しているデリバティブ取引は、通貨関連ではスワップ取引、株式関連では先物取引であります。 2. 取引に対する取組方針 デリバティブ取引は、信託約款に定める運用の基本方針に従う方針であります。 3. 取引の利用目的 デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避する目的で利用しています。 4. 取引に係るリスクの内容 当投資信託の利用しているデリバティブ取引に係るリスクとしては、株価、金利、為替などの市場価格が変動する事によって発生するマーケットリスク及び取引相手先が契約を履行できなくなる場合、すなわちデフォルト状態となった時に発生する取引先リスクがあります。 5. 取引に係るリスク管理体制 デリバティブ取引の執行・管理については、運用・執行を担当する部署により行っております。また、法令などに基づく損失限度額のモニタリングは別途コンプライアンス部により行われております。 6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	1. 取引の内容 同左 2. 取引に対する取組方針 同左 3. 取引の利用目的 同左 4. 取引に係るリスクの内容 同左 5. 取引に係るリスク管理体制 同左 6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 同左

取引の時価等に関する事項

(1) 株式関連

区分	種類	前期（2008年5月12日現在）				当期（2008年11月10日現在）			
		契約額等 （円）	うち 1年超 （円）	時価 （円）	評価損益 （円）	契約額等 （円）	うち 1年超 （円）	時価 （円）	評価損益 （円）
市場取引	株価指数先物取引								
	買建	2,147,592,000	—	2,309,100,000	161,508,000	2,560,792,000	—	2,141,360,000	419,432,000
合計		2,147,592,000	—	2,309,100,000	161,508,000	2,560,792,000	—	2,141,360,000	419,432,000

(2) 通貨関連

区分	種類	前期（2008年5月12日現在）				当期（2008年11月10日現在）			
		契約額等 （円）	うち 1年超 （円）	時価 （円）	評価損益 （円）	契約額等 （円）	うち 1年超 （円）	時価 （円）	評価損益 （円）
市場取引以外の取引	通貨スワップ取引								
	受取米ドル・支払日本円	14,000,000,000	—	105,286,834	105,286,834	7,500,000,000	—	151,762,180	151,762,180
合計		14,000,000,000	—	105,286,834	105,286,834	7,500,000,000	—	151,762,180	151,762,180

(注) 時価の算定方法

・先物取引

先物取引の残高表示は、契約額によっております。

先物取引の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段又は証拠金算定基準値段を用いております。

・スワップ取引

スワップ取引の残高表示は、想定元本に基づいて表示しております。

当該取引契約の相手方が市場金利などを基に算出した価額で評価しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

区分	前期 (2008年5月12日現在)	当期 (2008年11月10日現在)
1口当たり純資産額	0.7641円	0.4025円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

有価証券明細表

(ア)株式

該当事項はありません。

(イ)株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	親投資信託 受益証券	ゴールドマン・サックス日本計量株式 マザーファンド	6,446,649,522	5,781,355,291	—
合計		—	6,446,649,522	5,781,355,291	—

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(3) 注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」の「 取引の時価等に関する事項」に記載されております。

参考情報

円コース及び通貨分散コースは、「ゴールドマン・サックス日本計量株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は以下の通りです。

「ゴールドマン・サックス日本計量株式マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

(1) 貸借対照表

区分	注記 番号	(2008年 5 月12日現在)	(2008年11月10日現在)
		金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		156,301,163	402,586,272
株式		27,236,723,670	17,600,593,190
未収入金		—	465,495,286
未収配当金		261,722,070	222,324,360
未収利息		2,051	3,400
流動資産合計		27,654,748,954	18,691,002,508
資産合計		27,654,748,954	18,691,002,508
負債の部			
流動負債			
未払金		—	928,247,135
未払解約金		16,281,039	—
流動負債合計		16,281,039	928,247,135
負債合計		16,281,039	928,247,135
純資産の部			
元本等			
元本		21,401,779,125	19,806,665,800
剰余金			
期末剰余金		6,236,688,790	—
期末欠損金		—	2,043,910,427
剰余金合計		6,236,688,790	2,043,910,427
元本等合計		27,638,467,915	17,762,755,373
純資産合計		27,638,467,915	17,762,755,373
負債・純資産合計		27,654,748,954	18,691,002,508

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自2007年11月13日 至2008年5月12日	自2008年5月13日 至2008年11月10日
有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、法令及び社 団法人投資信託協会規則に従い、時 価評価しております。	株式 同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	(2008年5月12日現在)	(2008年11月10日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	21,573,839,038円	21,401,779,125円
期中追加設定元本額	2,511,215,931円	3,659,562,488円
期中一部解約元本額	2,683,275,844円	5,254,675,813円
期末元本額	21,401,779,125円	19,806,665,800円
元本の内訳		
聖徳太子 ゴールドマン・サックス日本バランス・ファンド	3,552,163,276円	3,875,455,467円
G S 日本株・プラス(円コース)	876,335,309円	895,190,400円
G S 日本株・プラス(通貨分散コース)	9,830,878,768円	6,446,649,522円
V A 龍馬 G S 日本株計量アクティブファンド (適格機関投資家専用)	115,891,035円	115,019,342円
G S 日本株C O R Eファンド(F O F s 用) (適格機関投資家専用)	7,026,510,737円	8,474,351,069円
2. 計算期間末日における受益権の総数	21,401,779,125口	19,806,665,800口
3. 元本の欠損	—	貸借対照表上の純資 産額が元本総額を下 回っており、その差額 は2,043,910,427円で あります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	(2008年5月12日現在)		(2008年11月10日現在)	
	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
株式	27,236,723,670	2,658,047,666	17,600,593,190	7,616,638,839
合計	27,236,723,670	2,658,047,666	17,600,593,190	7,616,638,839

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

項目	(2008年５月12日現在)	(2008年11月10日現在)
１口当たり純資産額	1.2914円	0.8968円

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

有価証券明細表

(ア)株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
日本円	極洋	21,000	204.00	4,284,000	
	日本水産	70,900	253.00	17,937,700	
	東鉄工業	5,000	584.00	2,920,000	
	日本道路	30,000	122.00	3,660,000	
	大林道路	6,000	133.00	798,000	
	大和ハウス工業	152,000	816.00	124,032,000	
	ユアテック	3,000	426.00	1,278,000	
	西部電気工業	5,000	408.00	2,040,000	
	四電工	7,000	498.00	3,486,000	
	トーエネック	12,000	444.00	5,328,000	
	日本製粉	60,000	456.00	27,360,000	
	日清製粉グループ本社	46,000	1,104.00	50,784,000	
	日東富士製粉	9,000	296.00	2,664,000	
	昭和産業	3,000	283.00	849,000	
	鳥越製粉	6,900	796.00	5,492,400	
	中部飼料	41,000	527.00	21,607,000	
	日本甜菜製糖	102,000	221.00	22,542,000	
	三井製糖	80,000	342.00	27,360,000	
	明治製菓	9,000	422.00	3,798,000	
	丸大食品	16,000	258.00	4,128,000	
	米久	35,500	1,066.00	37,843,000	
	S F o o d s	2,500	720.00	1,800,000	
	アサヒビール	54,800	1,679.00	92,009,200	
	麒麟ホールディングス	225,000	1,111.00	249,975,000	
	三国コカ・コーラボトリング	56,100	946.00	53,070,600	
	コカ・コーラ セントラル ジャパン	21	627,000.00	13,167,000	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
日本円	ダイードリンコ	3,800	2,425.00	9,215,000	
	キューピー	107,300	1,147.00	123,073,100	
	焼津水産化学工業	1,700	1,034.00	1,757,800	
	フジッコ	6,000	1,246.00	7,476,000	
	ロック・フィールド	22,400	1,150.00	25,760,000	
	わらべや日洋	27,000	1,369.00	36,963,000	
	なとり	800	763.00	610,400	
	日清紡績	7,000	639.00	4,473,000	
	セーレン	3,900	484.00	1,887,600	
	特種東海ホールディングス	4,000	262.00	1,048,000	
	中越パルプ工業	8,000	168.00	1,344,000	
	トモク	8,000	167.00	1,336,000	
	旭化成	1,375,000	427.00	587,125,000	
	日本曹達	36,000	278.00	10,008,000	
	セントラル硝子	49,000	324.00	15,876,000	
	東亜合成	110,000	226.00	24,860,000	
	カネカ	15,000	511.00	7,665,000	
	三菱ケミカルホールディングス	16,500	415.00	6,847,500	
	積水樹脂	11,000	642.00	7,062,000	
	富士フイルムホールディングス	87,600	2,390.00	209,364,000	
	資生堂	1,000	1,990.00	1,990,000	
	マンダム	10,300	2,800.00	28,840,000	
	ミルボン	400	2,380.00	952,000	
	コニシ	4,900	788.00	3,861,200	
	荒川化学工業	2,600	1,004.00	2,610,400	
	J S P	34,900	593.00	20,695,700	
	武田薬品工業	87,000	4,930.00	428,910,000	
	アステラス製薬	113,600	4,170.00	473,712,000	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
日本円	あすか製薬	25,000	786.00	19,650,000	
	日本新薬	82,000	1,051.00	86,182,000	
	持田製薬	9,000	1,066.00	9,594,000	
	鳥居薬品	6,000	1,348.00	8,088,000	
	第一三共	32,800	1,910.00	62,648,000	
	新日本石油	476,000	403.00	191,828,000	
	新日鉱ホールディングス	153,000	286.00	43,758,000	
	三ツ星ベルト	15,000	457.00	6,855,000	
	バンドー化学	64,000	254.00	16,256,000	
	日本山村硝子	10,000	192.00	1,920,000	
	日本ヒューム	11,000	251.00	2,761,000	
	ノリタケカンパニーリミテド	9,000	286.00	2,574,000	
	品川白煉瓦	4,000	193.00	772,000	
	新日本製鐵	699,000	323.00	225,777,000	
	日新製鋼	440,000	135.00	59,400,000	
	ジェイ エフ イー ホールディングス		46,100,685.00	123,778,500	
	大和工業		46,500,325.00	108,112,500	
	大阪製鐵	11,400	1,225.00	13,965,000	
	淀川製鋼所	34,000	459.00	15,606,000	
	東洋鋼鈑	70,000	309.00	21,630,000	
	住友鋼管	17,200	651.00	11,197,200	
	新家工業	26,000	154.00	4,004,000	
	住友電気工業	225,900	821.00	185,463,900	
	フジクラ	329,000	312.00	102,648,000	
	ホッカンホールディングス	5,000	248.00	1,240,000	
	岡部	10,600	424.00	4,494,400	
	パイオラックス	3,300	1,496.00	4,936,800	
	アマダ	541,000	454.00	245,614,000	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
日本円	島精機製作所	3,700	1,870.00	6,919,000	
	巴工業	3,700	917.00	3,392,900	
	共立	89,000	152.00	13,528,000	
	小森コーポレーション	84,700	1,125.00	95,287,500	
	鶴見製作所	2,000	559.00	1,118,000	
	椿本チエイン	8,000	292.00	2,336,000	
	加藤製作所	203,000	253.00	51,359,000	
	キヤノンファインテック	33,100	987.00	32,669,700	
	大豊工業	2,100	572.00	1,201,200	
	日本精工	176,000	381.00	67,056,000	
	日立製作所	563,000	487.00	274,181,000	
	三菱電機	285,000	612.00	174,420,000	
	デンヨー	10,000	673.00	6,730,000	
	東芝テック	294,000	311.00	91,434,000	
	日本電気	620,000	304.00	188,480,000	
	富士通	41,000	430.00	17,630,000	
	サンケン電気	167,000	387.00	64,629,000	
	日本信号	38,600	495.00	19,107,000	
	京三製作所	4,000	336.00	1,344,000	
	パナソニック	241,000	1,577.00	380,057,000	
	ソニー	164,800	2,345.00	386,456,000	
	アルプス電気	9,800	482.00	4,723,600	
	ＴＯＡ	5,000	418.00	2,090,000	
	ＯＢＡＲＡ	6,800	640.00	4,352,000	
	澤藤電機	12,000	194.00	2,328,000	
	日立メディコ	6,000	805.00	4,830,000	
	日本デジタル研究所	7,500	950.00	7,125,000	
	図研	20,300	645.00	13,093,500	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
日本円	カシオ計算機	43,700	662.00	28,929,400	
	京セラ	62,200	5,710.00	355,162,000	
	アロカ	37,400	754.00	28,199,600	
	リコー	217,000	1,082.00	234,794,000	
	ユニプレス	2,100	819.00	1,719,900	
	デンソー	16,600	1,898.00	31,506,800	
	日産自動車	122,700	440.00	53,988,000	
	トヨタ自動車	95,300	3,470.00	330,691,000	
	日野自動車	222,000	231.00	51,282,000	
	日産車体	23,000	623.00	14,329,000	
	フタバ産業	700	520.00	364,000	
	太平洋工業	1,000	309.00	309,000	
	アイシン精機	42,900	1,675.00	71,857,500	
	マツダ	21,000	196.00	4,116,000	
	本田技研工業	342,200	2,365.00	809,303,000	
	富士重工業	244,000	329.00	80,276,000	
	ヨロズ	19,400	844.00	16,373,600	
	クリエートメディック	4,800	799.00	3,835,200	
	J M S	2,000	291.00	582,000	
	パンダイナムコホールディングス	1,900	862.00	1,637,800	
	トッパン・フォームズ	6,500	1,147.00	7,455,500	
	凸版印刷	109,000	766.00	83,494,000	
	大日本印刷	205,000	1,178.00	241,490,000	
	コンビ	13,500	467.00	6,304,500	
	ローランド	200	1,062.00	212,400	
	ヤマハ	42,700	949.00	40,522,300	
	ピジョン	2,900	3,430.00	9,947,000	
	イトーキ	11,200	309.00	3,460,800	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
日本円	任天堂	8,200	32,300.00	264,860,000	
	三菱鉛筆	25,800	1,194.00	30,805,200	
	ナカバヤシ	4,000	162.00	648,000	
	東京電力	234,100	2,900.00	678,890,000	
	九州電力	18,900	2,305.00	43,564,500	
	沖縄電力	1,800	6,040.00	10,872,000	
	大阪瓦斯	1,148,000	355.00	407,540,000	
	東邦瓦斯	102,000	575.00	58,650,000	
	北海道瓦斯	48,000	269.00	12,912,000	
	静岡瓦斯	7,000	473.00	3,311,000	
	新京成電鉄	3,000	340.00	1,020,000	
	東日本旅客鉄道	118	705,000.00	83,190,000	
	西日本旅客鉄道	679	410,000.00	278,390,000	
	東海旅客鉄道	201	820,000.00	164,820,000	
	日本通運	405,000	423.00	171,315,000	
	丸運	12,100	259.00	3,133,900	
	丸全昭和運輸	31,000	311.00	9,641,000	
	センコー	66,000	398.00	26,268,000	
	日本梱包運輸倉庫	101,000	929.00	93,829,000	
	福山通運	23,000	424.00	9,752,000	
	セイノーホールディングス	1,000	525.00	525,000	
	日立物流	36,700	1,360.00	49,912,000	
	日本郵船	461,000	500.00	230,500,000	
	商船三井	294,000	523.00	153,762,000	
	川崎汽船	17,000	399.00	6,783,000	
	日新	14,000	277.00	3,878,000	
	J B I S ホールディングス	8,900	398.00	3,542,200	
	サイバネットシステム	59	36,300.00	2,141,700	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
日本円	クレスコ	1,300	938.00	1,219,400	
	フジ・メディア・ホールディングス	173	136,500.00	23,614,500	
	シーエーシー	28,400	904.00	25,673,600	
	日立ビジネスソリューション	4,100	532.00	2,181,200	
	東計電算	2,800	1,246.00	3,488,800	
	C I J	13,200	344.00	4,540,800	
	兼松エレクトロニクス	19,800	766.00	15,166,800	
	日本テレビ放送網	3,090	9,540.00	29,478,600	
	スカパーＪＳＡＴホールディングス	700	36,650.00	25,655,000	
	NECモバイリング	3,300	1,339.00	4,418,700	
	日本電信電話	1,816	463,000.00	840,808,000	
	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	249	162,500.00	40,462,500	
	D T S	31,600	845.00	26,702,000	
	シーイーシー	10,000	765.00	7,650,000	
	日立ソフトウェアエンジニアリング	2,100	1,446.00	3,036,600	
	ジャステック	6,400	573.00	3,667,200	
	住商情報システム	4,400	1,606.00	7,066,400	
	日本システムウエア	2,000	343.00	686,000	
	日立情報システムズ	45,900	1,792.00	82,252,800	
	T K C	21,600	1,781.00	38,469,600	
	ソラン	1,600	551.00	881,600	
	伊藤忠食品	6,800	3,180.00	21,624,000	
	J F E 商事ホールディングス	5,000	300.00	1,500,000	
	小野建	41,700	915.00	38,155,500	
	エコートレーディング	3,300	658.00	2,171,400	
	中山福	2,100	513.00	1,077,300	
	尾家産業	400	702.00	280,800	
	ドウシシャ	2,400	1,017.00	2,440,800	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
日本円	マルカキカイ	1,500	779.00	1,168,500	
	オーハシテクニカ	6,900	744.00	5,133,600	
	伊藤忠商事	21,000	523.00	10,983,000	
	長瀬産業	86,000	879.00	75,594,000	
	三井物産	25,000	991.00	24,775,000	
	東都水産	132,000	126.00	16,632,000	
	スターゼン	5,000	230.00	1,150,000	
	椿本興業	20,000	236.00	4,720,000	
	住友商事	99,400	945.00	93,933,000	
	内田洋行	24,000	373.00	8,952,000	
	三菱商事	51,800	1,550.00	80,290,000	
	キャノンマーケティングジャパン	112,700	1,510.00	170,177,000	
	西華産業	35,000	190.00	6,650,000	
	佐藤商事	10,500	633.00	6,646,500	
	東京産業	6,000	258.00	1,548,000	
	カナデン	6,000	425.00	2,550,000	
	菱電商事	5,000	524.00	2,620,000	
	フルサト工業	5,100	888.00	4,528,800	
	極東貿易	14,000	138.00	1,932,000	
	三愛石油	16,000	361.00	5,776,000	
	三信電気	8,400	854.00	7,173,600	
	加賀電子	7,600	1,096.00	8,329,600	
	ソーダニッカ	3,000	303.00	909,000	
	立花エレテック	400	667.00	266,800	
	トラスコ中山	12,800	1,215.00	15,552,000	
	オートバックスセブン	9,500	2,235.00	21,232,500	
	ユーエスシー	5,300	988.00	5,236,400	
	加藤産業	3,700	1,230.00	4,551,000	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
日本円	バイタルネット	5,200	488.00	2,537,600	
	タキヒヨー	65,000	398.00	25,870,000	
	スズケン	1,600	2,345.00	3,752,000	
	ジェコス	7,700	434.00	3,341,800	
	サンエー	2,900	2,950.00	8,555,000	
	麒麟堂	8,400	455.00	3,822,000	
	カワチ薬品	24,100	1,440.00	34,704,000	
	ハードオフコーポレーション	3,900	371.00	1,446,900	
	パル	3,850	796.00	3,064,600	
	ドトール・日レスホールディングス	2,500	1,742.00	4,355,000	
	サークルKサンクス	1,400	1,838.00	2,573,200	
	日本調剤	4,190	1,291.00	5,409,290	
	フェリシモ	400	1,990.00	796,000	
	はるやま商事	2,100	392.00	823,200	
	ライトオン	5,100	1,333.00	6,798,300	
	ジーンズメイト	400	503.00	201,200	
	イオン北海道	1,000	292.00	292,000	
	コーナン商事	7,600	1,102.00	8,375,200	
	ユニマットライフ	5,400	693.00	3,742,200	
	ハークスレイ	1,700	783.00	1,331,100	
	ポプラ	800	444.00	355,200	
	京都きもの友禅	19	62,000.00	1,178,000	
	ムトウ	9,100	528.00	4,804,800	
	島忠	3,300	2,375.00	7,837,500	
	カスミ	47,000	510.00	23,970,000	
	A O K I ホールディングス	7,500	1,031.00	7,732,500	
	オークワ	23,000	1,500.00	34,500,000	
	青山商事	132,600	1,416.00	187,761,600	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
日本円	ブレナス	500	1,489.00	744,500	
	ミニストップ	2,900	1,801.00	5,222,900	
	アークス	39,000	1,381.00	53,859,000	
	パロー	3,100	802.00	2,486,200	
	大庄	900	1,299.00	1,169,100	
	ヤマザワ	2,800	1,303.00	3,648,400	
	やまや	300	450.00	135,000	
	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	840,900	652.00	548,266,800	
	りそなホールディングス	3,251	121,900.00	396,296,900	
	三井住友フィナンシャルグループ	1,125	430,000.00	483,750,000	
	北越銀行	49,000	209.00	10,241,000	
	横浜銀行	57,000	518.00	29,526,000	
	群馬銀行	54,000	524.00	28,296,000	
	千葉興業銀行	1,100	1,138.00	1,251,800	
	みずほフィナンシャルグループ	1,755	284,300.00	498,946,500	
	紀陽ホールディングス	143,000	162.00	23,166,000	
	愛媛銀行	10,000	318.00	3,180,000	
	大和証券グループ本社	122,000	579.00	70,638,000	
	野村ホールディングス	97,300	975.00	94,867,500	
	損害保険ジャパン	770,000	794.00	611,380,000	
	富士火災海上保険	272,000	214.00	58,208,000	
	東京海上ホールディングス	72,100	3,430.00	247,303,000	
	芙蓉総合リース	85,800	1,799.00	154,354,200	
	センチュリー・リーシング・システム	8,900	872.00	7,760,800	
	リコーリース	34,700	1,601.00	55,554,700	
	三菱ＵＦＪリース	11,720	2,580.00	30,237,600	
	空港施設	2,300	570.00	1,311,000	
	スタジオアリス	3,400	1,206.00	4,100,400	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
日本円	NECフィールディング	14,200	1,040.00	14,768,000	
	日本空調サービス	400	616.00	246,400	
	ダスキン	126,300	1,601.00	202,206,300	
	明光ネットワークジャパン	1,500	428.00	642,000	
	ラウンドワン	200	51,500.00	10,300,000	
	ビー・エム・エル	12,400	2,055.00	25,482,000	
	ワタベウェディング	10,400	953.00	9,911,200	
	東急コミュニティー	14,500	1,385.00	20,082,500	
	シチエ	4,100	475.00	1,947,500	
	東京個別指導学院	10,000	139.00	1,390,000	
	エイチ・アイ・エス	600	1,585.00	951,000	
	イチネンホールディングス	3,600	508.00	1,828,800	
	建設技術研究所	900	622.00	559,800	
	燦ホールディングス	1,900	1,900.00	3,610,000	
	ホリプロ	7,200	899.00	6,472,800	
	進学会	700	313.00	219,100	
合計				17,600,593,190	

(イ)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

< G S 日本株・プラス(円コース) >

【純資産額計算書】

(2008年11月28日現在)

資産総額	729,195,940円
負債総額	471,094円
純資産総額(-)	728,724,846円
発行済口数	1,483,299,071口
1口当たり純資産額(/)	0.4913円

< G S 日本株・プラス(通貨分散コース) >

純資産額計算書

(2008年11月28日現在)

資産総額	7,957,176,903円
負債総額	751,659,215円
純資産総額(-)	7,205,517,688円
発行済口数	21,042,182,445口
1口当たり純資産額(/)	0.3424円

参考情報

< ゴールドマン・サックス日本計量株式マザーファンド >

純資産額計算書

(2008年11月28日現在)

資産総額	16,861,720,212円
負債総額	128,999,999円
純資産総額(-)	16,732,720,213円
発行済口数	20,435,786,279口
1口当たり純資産額(/)	0.8188円

第5【設定及び解約の実績】

< G S 日本株・プラス(円コース) >

下記計算期間中の設定及び解約の実績ならびに当該計算期末の発行済み口数は次の通りです。

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第1期	自 2006年6月14日 至 2006年8月10日	401,210,494 (0)	— (—)	401,210,494 (0)
第2期	自 2006年8月11日 至 2006年11月10日	243,402,732 (0)	1,579,627 (0)	643,033,599 (0)
第3期	自 2006年11月11日 至 2007年2月13日	30,318,700 (0)	45,675,704 (0)	627,676,595 (0)
第4期	自 2007年2月14日 至 2007年5月10日	69,039,130 (0)	26,148,457 (0)	670,567,268 (0)
第5期	自 2007年5月11日 至 2007年8月10日	101,001,033 (0)	49,025,910 (0)	722,542,391 (0)
第6期	自 2007年8月11日 至 2007年11月12日	866,425,229 (0)	23,167,843 (0)	1,565,799,777 (0)
第7期	自 2007年11月13日 至 2008年2月12日	87,760,451 (0)	246,004,317 (0)	1,407,555,911 (0)
第8期	自 2008年2月13日 至 2008年5月12日	33,359,496 (0)	15,422,761 (0)	1,425,492,646 (0)
第9期	自 2008年5月13日 至 2008年8月11日	17,456,844 (0)	29,444,321 (0)	1,413,505,169 (0)
第10期	自 2008年8月12日 至 2008年11月10日	81,923,580 (0)	18,162,775 (0)	1,477,265,974 (0)

(注1) ()内の数字は本邦外における設定、解約及び発行済み口数です。

(注2) 設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

< G S 日本株・プラス(通貨分散コース) >

下記計算期間中の設定及び解約の実績ならびに当該計算期末の発行済み口数は次の通りです。

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第 1 期	自 2006年 6 月14日 至 2006年 8 月10日	4,448,517,415 (0)	— (—)	4,448,517,415 (0)
第 2 期	自 2006年 8 月11日 至 2006年 9 月11日	2,782,559,142 (0)	63,704,474 (0)	7,167,372,083 (0)
第 3 期	自 2006年 9 月12日 至 2006年10月10日	2,863,982,999 (0)	22,492,277 (0)	10,008,862,805 (0)
第 4 期	自 2006年10月11日 至 2006年11月10日	1,736,159,985 (0)	9,737,692 (0)	11,735,285,098 (0)
第 5 期	自 2006年11月11日 至 2006年12月11日	1,472,152,152 (0)	70,330,390 (0)	13,137,106,860 (0)
第 6 期	自 2006年12月12日 至 2007年 1 月10日	337,791,497 (0)	226,180,475 (0)	13,248,717,882 (0)
第 7 期	自 2007年 1 月11日 至 2007年 2 月13日	1,145,951,616 (0)	123,522,386 (0)	14,271,147,112 (0)
第 8 期	自 2007年 2 月14日 至 2007年 3 月12日	1,194,153,375 (0)	390,714,348 (0)	15,074,586,139 (0)
第 9 期	自 2007年 3 月13日 至 2007年 4 月10日	1,170,668,036 (0)	53,120,257 (0)	16,192,133,918 (0)
第10期	自 2007年 4 月11日 至 2007年 5 月10日	497,001,448 (0)	79,545,225 (0)	16,609,590,141 (0)
第11期	自 2007年 5 月11日 至 2007年 6 月11日	681,972,018 (0)	181,303,153 (0)	17,110,259,006 (0)
第12期	自 2007年 6 月12日 至 2007年 7 月10日	557,909,931 (0)	264,501,318 (0)	17,403,667,619 (0)
第13期	自 2007年 7 月11日 至 2007年 8 月10日	755,174,139 (0)	164,931,979 (0)	17,993,909,779 (0)
第14期	自 2007年 8 月11日 至 2007年 9 月10日	1,075,955,772 (0)	110,114,675 (0)	18,959,750,876 (0)
第15期	自 2007年 9 月11日 至 2007年10月10日	474,500,449 (0)	126,951,849 (0)	19,307,299,476 (0)
第16期	自 2007年10月11日 至 2007年11月12日	201,634,447 (0)	400,085,339 (0)	19,108,848,584 (0)
第17期	自 2007年11月13日 至 2007年12月10日	559,043,453 (0)	226,916,235 (0)	19,440,975,802 (0)
第18期	自 2007年12月11日 至 2008年 1 月10日	247,200,989 (0)	179,893,025 (0)	19,508,283,766 (0)
第19期	自 2008年 1 月11日 至 2008年 2 月12日	349,133,517 (0)	253,679,393 (0)	19,603,737,890 (0)
第20期	自 2008年 2 月13日 至 2008年 3 月10日	160,735,248 (0)	65,407,876 (0)	19,699,065,262 (0)
第21期	自 2008年 3 月11日 至 2008年 4 月10日	182,528,226 (0)	141,025,477 (0)	19,740,568,011 (0)
第22期	自 2008年 4 月11日 至 2008年 5 月12日	130,877,276 (0)	103,126,428 (0)	19,768,318,859 (0)
第23期	自 2008年 5 月13日 至 2008年 6 月10日	114,550,024 (0)	52,220,064 (0)	19,830,648,819 (0)
第24期	自 2008年 6 月11日 至 2008年 7 月10日	132,453,427 (0)	78,993,152 (0)	19,884,109,094 (0)
第25期	自 2008年 7 月11日 至 2008年 8 月11日	84,508,506 (0)	80,419,120 (0)	19,888,198,480 (0)
第26期	自 2008年 8 月12日 至 2008年 9 月10日	58,357,056 (0)	144,090,795 (0)	19,802,464,741 (0)
第27期	自 2008年 9 月11日 至 2008年10月10日	142,205,592 (0)	190,219,706 (0)	19,754,450,627 (0)

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第28期	自 2008年10月11日 至 2008年11月10日	872,467,026 (0)	102,969,676 (0)	20,523,947,977 (0)

(注 1) ()内の数字は本邦外における設定、解約及び発行済み口数です。

(注 2) 設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（本書提出日現在）

資本金の額：金 4 億9,000万円

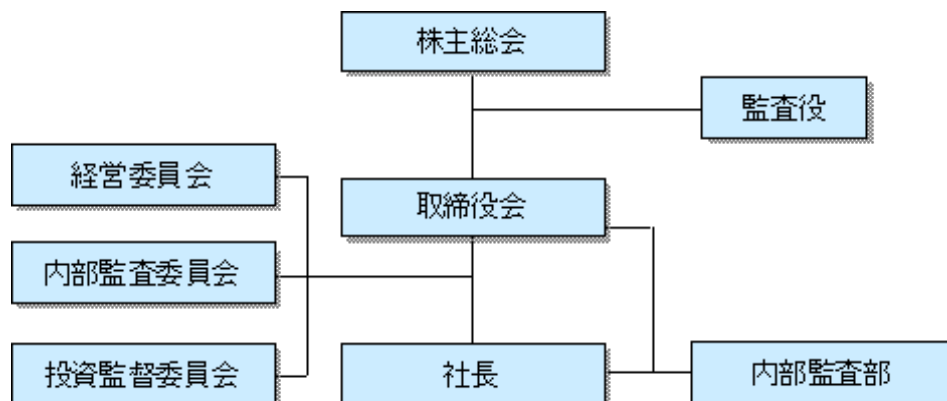
発行する株式の総数：8,000株

発行済株式の総数：6,400株

最近5年間における主な資本の額の増減：該当事項はありません。

(2) 委託会社等の機構

委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。



経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務を監督します。代表取締役である社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、社長に事故あるときにその職務を代行します。委託会社の業務執行にかかる重要事項を審議する機関として経営委員会をおきます。経営委員会は、取締役会に直属し、委託会社の業務執行に関して法令により認められる限度で取締役会が有する権限を保持し、執行します。委託会社の一切の活動における法令遵守に関して管理監督する機関として内部監査委員会をおきます。内部監査委員会は、取締役会に直属し、委託会社が法律上・規制上の一切の要件と社内の方針とを遵守するという目的に関し、法律により許可されているすべての権限を行使することができます。投資監督委員会は、運用管理に関する重要事項およびこれらについての基本方針の策定ならびに運用に関する評価を行います。監査役は、委託会社の会計監査および業務監査を行います。業務の執行は、取締役が行います。

投資運用の意思決定機構

委託会社における投資運用の意思決定は運用本部所属の各部において行われます。運用本部は以下のような部によって構成されています。運用本部の各部では株式運用部長、計量運用部長および債券通貨運用部長がその所属員を指揮監督し、部の業務を統括しています。株式運用部は、日本株の運用を、計量運用部は、計量運用によるタイミング戦略、株式国別配分、債券国別配分および通貨配分などの各戦略をはじめとする多資産クラスの運用ならびに計量運用手法による株式の運用を、債券通貨運用部は、債券および通貨の運用をそれぞれ担当します。それぞれの運用部は各資産クラスの運用について独立した責任と権限をもち、投資運用に関する意思決定を行います。また、運用本部には、上記のほかに、運用投資戦略部、マルチプロダクト・ファンド室およびオルタナティブ投資室があります。



投資運用の意思決定には、委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用グループのリソースが活用されます。委託会社の運用本部はゴールドマン・サックスの資産運用グループのポートフォリオ・マネージメント・チームの構成員として、他の構成員たる様々な地域のポートフォリオ・マネージメント・チームとグローバルな情報交換を行っています。

2【事業の内容及び営業の概況】

事業の内容

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその投資運用業務および投資助言業務を行っています。また、金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務を行っています。

委託会社の運用するファンド

2008年12月30日現在、委託会社が運用するファンドの種類別本数は以下のとおりです（マザーファンドを除き計101本）。純資産総額の合計は、マザーファンドを除き1,433,837,653,713円です。

（2008年12月30日現在）

ファンドの基本的性格	本数	純資産総額（円）
追加型株式投資信託（国内株式型）	29	330,190,414,216
追加型株式投資信託（バランス型）	32	564,749,773,941
追加型株式投資信託（国際株式型）	14	161,706,314,315
追加型株式投資信託（派生商品型）	8	27,403,349,644
追加型証券投資信託（ファンド・オブ・ファンズ）	18	349,787,801,597
親投資信託	31	1,089,251,028,042

3【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、改正後の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

ただし第12期事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則並びに同規則第2条の規定に基づき「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」（平成12年総理府令第129号）に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

2．監査証明について

当社は、旧証券取引法第193条の2の規定に基づき、第12期事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）の財務諸表について、及び金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第13期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第14期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人の中間監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

期別		第12期 （平成19年 3 月31日現在）			第13期 （平成20年 3 月31日現在）		
資産の部							
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
流動資産							
現金・預金			9,177,528			20,633,688	
支払委託金			-			26	
収益分配金		-			26		
前払費用			61,622			61,332	
未収入金	* 2		126,314			-	
未収委託者報酬			2,081,011			1,954,533	
未収運用受託報酬			-			1,158,119	
未収収益	* 2		728,713			302,947	
未収消費税等			21,969			-	
立替金	* 2		107,113			238,533	
預け金			-			823,248	
繰延税金資産			391,131			704,568	
流動資産計			12,695,404	70.7		25,876,998	84.4
固定資産							
無形固定資産			209,495			250,829	
ソフトウェア	* 1	208,801			250,134		
その他の無形固定資産		694			694		
投資その他の資産			5,051,808			4,533,977	
投資有価証券		3,671,508			2,597,580		
長期差入保証金		26,000			25,000		
繰延税金資産		1,277,324			1,835,253		
その他の投資等		76,975			76,144		
固定資産計			5,261,304	29.3		4,784,806	15.6
資産合計			17,956,709	100.0		30,661,805	100.0

有価証券報告書（内国投）

期別		第12期 （平成19年3月31日現在）			第13期 （平成20年3月31日現在）		
負債の部							
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
流動負債							
預り金			3,097			4,267	
未払金			772,565			750,440	
未払収益分配金		77			47		
未払償還金		3,169			72		
未払手数料		769,319			749,178		
その他未払金		-			1,141		
未払費用	* 2		2,523,934			4,190,487	
役員賞与引当金			45,955			27,830	
未払法人税等			40,260			1,756,244	
未払消費税等			-			85,903	
流動負債計			3,385,813	18.9		6,815,172	22.2
固定負債							
長期未払費用	* 2		2,907,290			3,872,907	
長期借入金	* 2		-			5,000,000	
役員退職慰労引当金			727,712			900,990	
その他固定負債			650			650	
固定負債計			3,635,652	20.2		9,774,548	31.9
負債合計			7,021,466	39.1		16,589,721	54.1

有価証券報告書（内国投

期別		第12期 （平成19年 3 月31日現在）			第13期 （平成20年 3 月31日現在）		
純資産の部							
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
株主資本							
資本金			490,000			490,000	
資本剰余金			390,000			390,000	
資本準備金		390,000			390,000		
利益剰余金			10,054,838			13,246,898	
その他利益剰余金		10,054,838			13,246,898		
繰越利益剰余金		10,054,838			13,246,898		
株主資本合計			10,934,838	60.9		14,126,898	46.1
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金		403			54,814		
評価・換算差額等合計			403	0.0		54,814	0.2
純資産合計			10,935,242	60.9		14,072,083	45.9
負債・純資産合計			17,956,709	100.0		30,661,805	100.0

（２）【損益計算書】

期別			第12期 自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日			第13期 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日		
科目		注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
経常 損益の部	営業 損益の部	営業収益	千円	千円	%	千円	千円	%
		委託者報酬		21,252,062			19,434,127	
		運用受託報酬	* 4	-			5,956,464	
		その他営業収益	* 4	6,172,505			1,738,458	
		営業収益計		27,424,567	100.0		27,129,050	100.0
		営業費用						
		支払手数料		8,795,591			8,188,620	
		広告宣伝費		259,536			385,347	
		受益証券発行費		1,275			-	
		調査費		3,126,022			1,697,104	
		調査費	305			124		
		委託調査費	* 4	3,125,717		1,696,980		
		委託計算費		310,860			318,677	
		営業雑経費		727,927			805,905	
		通信費	261,981			299,260		
		印刷費	439,428			475,240		
		協会費	26,517			31,404		
		営業費用計		13,221,214	48.2		11,395,655	42.0
		一般管理費						
		給料		4,038,962			6,869,229	
		役員報酬	* 1	415,118		435,616		
		給料・手当		1,851,344		2,763,612		
		賞与		1,417,213		1,916,804		
		株式従業員報酬	* 2,4	275,835		527,516		
		その他の報酬		79,451		1,225,680		
		交際費		49,878			55,152	
		寄付金		8,026			4,959	
		旅費交通費		215,397			287,861	
		租税公課		90,388			88,876	
		不動産賃借料		482,740			474,054	
		退職給付費用		850,611			1,370,867	
		役員退職慰労引当金 繰入額		357,210			226,617	
		役員賞与引当金繰入 額		110,209			53,415	
		固定資産減価償却費		36,330			48,314	
		事務委託費		1,171,755			474,596	
		諸経費		667,057			795,655	
		一般管理費計		8,078,566	29.5		10,749,601	39.6
		営業利益		6,124,787	22.3		4,983,793	18.4

期別			第12期 自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日			第13期 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日		
科目		注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
経常 損益の部	営業外収益							
	有価証券分配金			68,166			78,024	
	為替差益			12,433			-	
	受取利息			139			43,754	
	有価証券売却益			-			21	
	株式従業員報酬	* 2,4		-			464,384	
	雑益			-			648	
	営業外収益計			80,739	0.3		586,832	2.2
	営業外費用							
	支払利息	* 4		-			18,533	
	為替差損			-			119,113	
	株式従業員報酬	* 2,4		544,200			-	
	営業外費用計			544,200	2.0		137,646	0.5
経常利益				5,661,325	20.6		5,432,980	20.0

有価証券報告書（内国投資）

期別		第12期 自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日			第13期 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日			
科目		注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
特別 損益 の部	特別利益							
	特別利益計			-	0.0		-	0.0
	特別損失							
	特別損失計			-	0.0		-	0.0
税引前当期純利益				5,661,325	20.6		5,432,980	20.0
法人税等		* 3		2,628,006	9.6		-	
法人税、住民税及び事業税				-			3,074,404	11.3
法人税等調整額				105,535	0.4		833,483	3.1
当期純利益				2,927,783	10.7		3,192,059	11.8

（３）【株主資本等変動計算書】

第12期
（自平成18年４月１日 至平成19年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本						評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
				繰越利益剰余金					
平成18年 3月31日残高	490,000	390,000	390,000	10,621,455	10,621,455	11,501,455	-	-	11,501,455
事業年度中の変動額									
剰余金の配当（注）				3,494,400	3,494,400	3,494,400			3,494,400
当期純利益				2,927,783	2,927,783	2,927,783			2,927,783
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）						-	403	403	403
事業年度中の変動額合計	-	-	-	566,617	566,617	566,617	403	403	566,214
平成19年 3月31日残高	490,000	390,000	390,000	10,054,838	10,054,838	10,934,838	403	403	10,935,242

（注）平成18年６月の定時株主総会における利益処分項目であります。

第13期
（自平成19年４月１日 至平成20年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本						評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
				繰越利益剰余金					
平成19年 3 月31日残高	490,000	390,000	390,000	10,054,838	10,054,838	10,934,838	403	403	10,935,242
事業年度中の変動額									
当期純利益				3,192,059	3,192,059	3,192,059			3,192,059
株主資本以外の項目 の事業年度中の変動 額（純額）						-	55,217	55,217	55,217
事業年度中の変動額合計	-	-	-	3,192,059	3,192,059	3,192,059	55,217	55,217	3,136,841
平成20年 3 月31日残高	490,000	390,000	390,000	13,246,898	13,246,898	14,126,898	54,814	54,814	14,072,083

重要な会計方針

区分	第12期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第13期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び 評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 時価をもって貸借対照表価額とし、取得 原価（移動平均法による原価法）ないし 償却原価との評価差額については全部純 資産直入する方法によっております。 時価のないもの 移動平均法による原価法によっており ます。	その他有価証券 同左
2. 固定資産の減価償却の方 法	無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについて は、社内における利用可能期間（5年） に基づく定額法により償却しておりま す。	無形固定資産 同左
3. 引当金の計上基準	(1) 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に 充てるため、支給見込額に基づき当事 業年度に見合う分を計上しておりま す。 (追加情報) 当事業年度より、当社役員に対し職務 執行の対価として役員賞与を支給して おります。それに伴い「役員賞与に関 する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4 号）を適用しております。尚、役員賞与 に係る以下の科目を計上しておりま す。 役員賞与引当金 45,955千円 役員賞与引当金繰入額 110,209千円 (2) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支出に備えて、当社 内規に基づく期末要支給見積額を計上 しております。	(1) 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に 充てるため、支給見込額に基づき当事 業年度に見合う分を計上しておりま す。 (2) 役員退職慰労引当金 同左 (3) 貸倒引当金 貸倒懸念債権等特定の債権について は個別に回収可能性を勘案し、回収不 能見込額を計上しております。

区分	第12期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第13期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 株式従業員報酬の会計処理方法 役員及び従業員に付与されており ます、ザ・ゴールドマン・サックス・グ ループ・インク株式に係る報酬につい ては、企業会計基準第8号「ストック ・オプション等に関する会計基準」及 び企業会計基準適用指針第11号「ス tock・オプション等に関する会計基 準の適用指針」に準じて、権利付与日 公正価値及び付与された株数に基づき 計算される費用を権利確定計算期間に わたり人件費（営業費用及び一般管理 費）として処理しております。また、ザ ・ゴールドマン・サックス・グループ ・インクおよびゴールドマン・サック ス・ジャパン・ホールディングス有限 会社との契約に基づき当社が負担す る、権利付与日以降の株価の変動によ り発生する損益については営業外損益 として処理しております。 (2) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、 税抜方式によっております。	(1) 株式従業員報酬の会計処理方法 同左 (2) 消費税等の会計処理 同左

会計方針の変更

区分	第12期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第13期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等	当事業年度から貸借対照表の純資産の部の表示は「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号）（共に会社法施行日である平成18年5月1日以後終了する事業年度より適用開始）に基づいております。従来の資本の部の合計に相当する金額は10,935,242千円であり、この変更による損益に与える影響はありません。	-----
貸借対照表の未収入金に関する表示方法の変更	-----	関係会社からの収益の振替に伴う未収勘定は、前期まで「未収入金」として表示しておりましたが、当期より「未収収益」として表示しております。
貸借対照表の未収収益に関する表示方法の変更	-----	運用受託報酬の未収勘定は、前期まで「未収収益」として表示しておりましたが、当期より「未収運用受託報酬」として表示しております。
損益計算書の営業収益に関する表示方法の変更	-----	運用受託報酬は、前期まで「その他営業収益」に含めて表示しておりましたが、当期より「運用受託報酬」として区分掲記しております。
損益計算書の事務委託費に関する表示方法の変更	-----	国内関係会社との兼務従業員の人件費等は、前期まで「事務委託費」に含めて表示しておりましたが、当期より「その他の報酬」として表示しております。
損益計算書の委託調査費に関する表示方法の変更	-----	関係会社から振り替えられる収益の一部は、前期まで「委託調査費」として純額で表示しておりましたが、当期より「運用受託報酬」として総額で表示しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

第12期 （平成19年3月31日現在）	第13期 （平成20年3月31日現在）
* 1 無形固定資産の減価償却累計額	* 1 -----
ソフトウェア 96,881千円	
* 2 関係会社項目	* 2 関係会社項目
関係会社に対する資産及び負債には次のものがあります。	同左
流動資産	流動資産
未収入金 126,314千円	未収収益 384,791千円
流動負債	立替金 55,413千円
未払費用 197,250千円	流動負債
固定負債	未払費用 123,493千円
長期未払費用 901,792千円	固定負債
	長期借入金 5,000,000千円
	長期未払費用 426,847千円

（損益計算書関係）

第12期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第13期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
* 1 役員報酬の範囲額 取締役年額 1,000,000千円以内 監査役年額 35,000千円以内 * 2 株式従業員報酬 役員及び従業員に付与されておりますが、ゴールドマン・サックス・グループ・インク株式に係る報酬に関するものであり、当該株式の株価及び付与された株数に基づき算出し配賦されております。 * 3 法人税等には法人税、住民税及び事業税が含まれております。 * 4 関係会社項目 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 営業収益 その他営業収益 2,573,043千円 営業費用 委託調査費 3,125,717千円 営業外費用 株式従業員報酬 470,132千円	* 1 ----- * 2 株式従業員報酬 同左 * 3 ----- * 4 関係会社項目 同左 営業収益 運用受託報酬 1,235,724千円 その他営業収益 1,738,458千円 営業費用 委託調査費 1,666,202千円 株式従業員報酬 114,904千円 営業外収益 株式従業員報酬 270,489千円 営業外費用 支払利息 18,533千円

（株主資本等変動計算書関係）

第12期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	6,400	-	-	6,400

2 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日
平成18年6月27日 定時株主総会	普通株式	3,494,400	546,000	平成18年3月31日	平成18年6月27日

第13期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	6,400	-	-	6,400

（リース取引関係）

第12期 （自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日）	第13期 （自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日）
注記すべきリース取引を行っていないため、該当事項はありません。	同左

（有価証券関係）

第12期 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)					第13期 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)				
1．その他有価証券で時価のあるもの					1．その他有価証券で時価のあるもの				
区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照 表計上額 (千円)	差額 (千円)	区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照 表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	投資信託 受益証券	1,701,000	1,701,680	680	貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの	投資信託 受益証券	2,690,000	2,597,580	92,420
2．時価評価されていないその他有価証券									
	貸借対照表計上額 (千円)								
外貨建MM F	1,969,828								

（デリバティブ取引関係）

第12期 （自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日）	第13期 （自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日）
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。	同左

（退職給付関係）

第12期 （自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）	第13期 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）
1 採用している退職給付制度の概要 当社は、退職給付制度を採用しておりません。 2 退職給付費用に関する事項 損益計算書上、出向者負担金等に含まれる退職給付費用負担金相当額を、退職給付費用として計上しております。	1 採用している退職給付制度の概要 同左 2 退職給付費用に関する事項 同左

（税効果会計関係）

第12期 （自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）	第13期 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）																																																		
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 繰延税金資産 <table> <tr> <td>未払費用（株式従業員報酬）</td><td>101,010千円</td></tr> <tr> <td>未払費用（駐在員税額補助）</td><td>56,916</td></tr> <tr> <td>未払費用（賞与）</td><td>194,873</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>38,332</td></tr> <tr> <td>小計</td><td>391,131</td></tr> <tr> <td>長期未払費用（株式従業員報酬）</td><td>357,952</td></tr> <tr> <td>長期未払費用（退職給付）</td><td>587,965</td></tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金</td><td>296,132</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>35,275</td></tr> <tr> <td>小計</td><td>1,277,324</td></tr> <tr> <td></td><td>1,668,455千円</td></tr> </table> 2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 <table> <tr> <td>法定実効税率</td><td>40.69 %</td></tr> <tr> <td>（調整）</td><td></td></tr> <tr> <td>役員賞与等永久に損金に算入されない項目</td><td>7.82</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>0.24</td></tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>48.28 %</td></tr> </table> 3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正 該当事項はありません。	未払費用（株式従業員報酬）	101,010千円	未払費用（駐在員税額補助）	56,916	未払費用（賞与）	194,873	その他	38,332	小計	391,131	長期未払費用（株式従業員報酬）	357,952	長期未払費用（退職給付）	587,965	役員退職慰労引当金	296,132	その他	35,275	小計	1,277,324		1,668,455千円	法定実効税率	40.69 %	（調整）		役員賞与等永久に損金に算入されない項目	7.82	その他	0.24	税効果会計適用後の法人税等の負担率	48.28 %	1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 繰延税金資産 <table> <tr> <td>未払費用</td><td>505,417千円</td></tr> <tr> <td>未払事業税</td><td>121,258</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>77,892</td></tr> <tr> <td>小計</td><td>704,568</td></tr> <tr> <td>長期未払費用</td><td>1,459,399</td></tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金</td><td>289,736</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>86,117</td></tr> <tr> <td>小計</td><td>1,835,253</td></tr> <tr> <td></td><td>2,539,821千円</td></tr> </table> 2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。 3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正 該当事項はありません。 4 決算日後に法人税等の税率の変更があった場合のその内容及び影響 平成20年4月30日に「地方法人特別税等に関する暫定措置法」が公布され、事業税の所得割の標準税率が下げられました。この変更による翌事業年度における財務諸表に与える影響は軽微であります。	未払費用	505,417千円	未払事業税	121,258	その他	77,892	小計	704,568	長期未払費用	1,459,399	役員退職慰労引当金	289,736	その他	86,117	小計	1,835,253		2,539,821千円
未払費用（株式従業員報酬）	101,010千円																																																		
未払費用（駐在員税額補助）	56,916																																																		
未払費用（賞与）	194,873																																																		
その他	38,332																																																		
小計	391,131																																																		
長期未払費用（株式従業員報酬）	357,952																																																		
長期未払費用（退職給付）	587,965																																																		
役員退職慰労引当金	296,132																																																		
その他	35,275																																																		
小計	1,277,324																																																		
	1,668,455千円																																																		
法定実効税率	40.69 %																																																		
（調整）																																																			
役員賞与等永久に損金に算入されない項目	7.82																																																		
その他	0.24																																																		
税効果会計適用後の法人税等の負担率	48.28 %																																																		
未払費用	505,417千円																																																		
未払事業税	121,258																																																		
その他	77,892																																																		
小計	704,568																																																		
長期未払費用	1,459,399																																																		
役員退職慰労引当金	289,736																																																		
その他	86,117																																																		
小計	1,835,253																																																		
	2,539,821千円																																																		

（関連当事者との取引）

第12期 （自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日）											
親会社及び法人主要株主等											
属性	会社等の 名称	住所	資本金 又は出 資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所 有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク	アメリカ合衆国ニューヨーク市	9,396 百万ドル	持株会社	被所有 直接 1% 間接 99%	-	株式従業員報酬の配賦	株式従業員報酬の配賦等（注1）	470,132	未払費用 長期未払費用	197,250 901,792
親会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー	アメリカ合衆国ニューヨーク市	97 百万ドル	投資顧問業	被所有 直接 99%	-	投資助言	その他営業収益（注2） 委託調査費の支払（注2）	2,573,043 3,125,717	未収入金	126,314

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）持株会社の株価及び付与された株数に基づき、算出し配賦されております。

（注2）その他の営業収益及び委託調査費の支払に関しては、関係会社間の契約に基づき、決定しております。

役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

兄弟会社等

属性	会社等の 名称	住所	資本金 又は出 資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所 有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス証券株式会社（注1）	東京都港区	83,616 百万円	証券業	-	-	事務委託	支払手数料 事務委託費の支払（注2）	648,250 757,456	立替金 未払手数料 未払費用	4,465 73,478 118,504
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限公司	東京都港区	100,000 千円	ゴールドマン・サックス・グループ人事・総務・施設管理業務受託	-	-	従業員出向受入	出向者に関する人件費等の負担金（注3）	6,176,932	未払費用 長期未払費用	1,469,835 1,972,653

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）ゴールドマン・サックス証券株式会社は平成18年10月1日付けでゴールドマン・サックス・ジャパン・リミテッド東京支店の事業全部の譲渡を受けました。したがって取引金額は譲渡前のゴールドマン・サックス・ジャパン・リミテッド東京支店との取引金額を含んでおります。

（注2）事務委託費の支払に関しては、関係会社間の契約に基づき、決定しております。

（注3）ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限公司（以下G S J H）より出向している役員及び従業員の給料、賞与、退職金等の支払はG S J Hより行われております。

但し、これらの費用はG S J Hより当社に請求されるものであり、賞与及び退職給付の引当額については、当社においてはG S J Hに対する債務として処理しております。

第13期
（自 平成19年4月1日
至 平成20年3月31日）

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の 名称	住所	資本金 又は出 資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所 有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク	アメリカ合衆国ニューヨーク市	12,408 百万ドル	持株会社	被所有 直接 1% 間接 99%	-	株式従業員報酬の配賦 資金の援助	営業費用及び一般管理費（注1）	114,904	未払費用	123,493
								株式従業員報酬（注1）	270,489	長期借入金	5,000,000
								資金の借入（注2）	5,000,000	長期未払費用	426,847
								利息の支払（注2）	18,533		
親会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー	アメリカ合衆国ニューヨーク市	270 百万ドル	投資顧問業	被所有 直接 99%	-	投資助言	運用受託報酬（注3）	1,235,724	未収収益	384,791
								その他営業収益（注3）	1,738,458		
								委託調査費の支払（注3）	1,666,202		

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）持株会社の株価及び付与された株数に基づき、算出し配賦されております。

（注2）親会社からの資金の借入れについては、市場金利を勘案して決定しており、返済条件は期間2年としております。

なお担保は差し入れておりません。

（注3）運用受託報酬、その他営業収益及び委託調査費の支払に関しては、関係会社間の契約に基づき、決定しております。

役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

第13期
（自 平成19年4月1日
至 平成20年3月31日）

兄弟会社等

属性	会社等の 名称	住所	資本金 又は出 資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所 有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社 の子会 社	ゴールド マン・ サックス 証券株式 会社	東京都 港区	83,616 百万円	金融商品取 引業	-	-	業務委 託	支払手数料	496,038	未払手 数料	47,322
								兼務従業員の 人件費等の支 払（注1）	1,121,058	未払費 用	112,477
親会社 の子会 社	ゴールド マン・ サックス ・ジャパ ン・ホー ルディン グス有限 会社	東京都 港区	100,000 千円	ゴールドマ ン・サック ス・グルー プ人事・総 務・施設管 理業務受託	-	-	従業員 出向受 入等	出向者に関す る人件費等の 負担金（注2）		未払費 用	2,991,784
								営業費用及 び一般管理 費	7,250,898	長期未 払費用	3,342,911
								株式従業員 報酬	170,066		
親会社 の子会 社	ゴールド マン・ サックス ・アンド ・カンパ ニー	アメリ カ合衆国 ニューヨ ーク市	6,247 百万ドル	証券業	-	-	現金の 預託	受取利息	23	預け金	823,248
親会社 の子会 社	ゴールド マン・ サックス ・グロー バル・サ ービス・ リミテ ッド	ケイマ ン諸島	25 百万ドル	ゴールドマ ン・サック ス・グルー プ人事業務 受託	-	-	従業員 出向受 入	出向者に関す る人件費等の 負担金（注2）		未払費 用	375,438
								営業費用及 び一般管理 費	548,135		
								株式従業員 報酬	20,069		

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）兼務従業員の人件費等の支払に関しては、関係会社間の契約に基づき、決定しております。

（注2）ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限会社（以下G S J H）または、ゴールドマン・サックス・グローバル・サービス・リミテッド（以下G S 2 L）より出向している役員及び従業員の給料、賞与、退職金等の支払はG S J H、G S 2 Lより行われております。

但し、これらの費用はG S J H、G S 2 Lより当社に請求されるものであり、賞与及び退職給付の引当額については、当社においてはG S J H、G S 2 Lに対する債務として処理しております。

（１株当たり情報）

第12期 （自 平成18年４月１日 至 平成19年３月31日）		第13期 （自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日）	
１株当たり純資産額	1,708,631円61銭	１株当たり純資産額	2,198,763円08銭
１株当たり当期純利益金額	457,466円23銭	１株当たり当期純利益金額	498,759円23銭
損益計算書上の当期純利益	2,927,783千円	損益計算書上の当期純利益	3,192,059千円
１株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に係る当期純利益	2,927,783千円	１株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に係る当期純利益	3,192,059千円
差額	-	差額	-
期中平均株式数		期中平均株式数	
普通株式	6,400株	普通株式	6,400株
なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載していません。		同左	

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

１．中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

区分	注記 番号	第14期中間会計期間末 (平成20年9月30日)	
		金額	構成比
(資産の部)		千円	%
流動資産			
現金・預金		22,515,231	
支払委託金		26	
前払費用		64,532	
未収委託者報酬		1,710,743	
未収運用受託報酬		1,251,964	
未収収益		2,335	
立替金		182,608	
預け金		42	
繰延税金資産		618,054	
流動資産計		26,345,538	88.1
固定資産			
無形固定資産		227,206	
投資その他の資産			
投資有価証券		1,573,202	
繰延税金資産		1,730,208	
その他		34,959	
投資その他の資産計		3,338,369	
固定資産計		3,565,575	11.9
資産合計		29,911,114	100.0

区分	注記 番号	第14期中間会計期間末 (平成20年9月30日)	
		金額	構成比
(負債の部)		千円	%
流動負債			
預り金		8,377	
未払金		673,882	
未払費用		3,999,500	
役員賞与引当金		28,777	
未払法人税等		727,750	
その他	* 1	8,494	
流動負債計		5,446,783	18.2
固定負債			
長期未払費用		3,171,290	
長期借入金		5,000,000	
役員退職慰労引当金		987,931	
その他固定負債		650	
固定負債計		9,159,872	30.6
負債合計		14,606,656	48.8
(純資産の部)			
株主資本			
資本金		490,000	1.6
資本剰余金			
資本準備金		390,000	
資本剰余金合計		390,000	1.3
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		14,676,421	
利益剰余金合計		14,676,421	49.1
株主資本合計		15,556,421	52.0
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金		251,963	- 0.8
評価・換算差額等合計		251,963	- 0.8
純資産合計		15,304,458	51.2
負債・純資産合計		29,911,114	100.0

(2)中間損益計算書

区分	注記 番号	第14期中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	
		金額	百分比
営業収益		千円	%
委託者報酬		7,838,989	
運用受託報酬		2,627,909	
その他営業収益		670,345	
営業収益計		11,137,244	100.0
営業費用及び一般管理費	* 1	8,900,268	79.9
営業利益		2,236,976	20.1
営業外収益	* 2	335,207	3.0
営業外費用	* 3	105,310	0.9
経常利益		2,466,873	22.1
特別損益		-	0.0
税引前中間純利益		2,466,873	22.1
法人税、住民税及び事業税		710,534	6.4
法人税等調整額		326,815	2.9
中間純利益		1,429,523	12.8

(3) 中間株主資本等変動計算書

第14期中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）

	株主資本				評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差 額等合計	
		資本準備金	その他利益剰 余金				
			繰越利益剰余 金				
平成20年 3 月31日残高 （千円）	490,000	390,000	13,246,898	14,126,898	54,814	54,814	14,072,083
中間会計期間中の変動額							
中間純利益			1,429,523	1,429,523			1,429,523
株主資本以外の項目の 中間会計期間中の変動 額（純額）					197,149	197,149	197,149
中間会計期間中の変動額 合計（千円）	-	-	1,429,523	1,429,523	197,149	197,149	1,232,374
平成20年 9 月30日残高 （千円）	490,000	390,000	14,676,421	15,556,421	251,963	251,963	15,304,458

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	第14期中間会計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日)
1．資産の評価基準及び評価方法	有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
2．固定資産の減価償却の方法	無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。
3．引当金の計上基準	役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度における支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。
	役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支出に備えて、当社内規に基づく当中間会計期間末要支給見積額を計上しております。
	貸倒引当金 貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
4．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	株式報酬の会計処理方法 役員及び従業員に付与されております、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク株式に係る報酬については、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第11号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」に準じて、権利付与日公正価値及び付与された株数に基づき計算される費用を権利確定計算期間にわたり人件費（営業費用及び一般管理費）として処理しております。また、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクおよびゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限会社との契約に基づき当社が負担する、権利付与日以降の株価の変動により発生する損益については営業外損益として処理しております。
	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

表示方法の変更

項目	第14期中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
中間貸借対照表関係	運用受託報酬の未収勘定は、前中間期まで「未収収益」として表示しておりましたが、当中間期より「未収運用受託報酬」として表示しております。
中間損益計算書関係	運用受託報酬は、前中間期まで「その他営業収益」に含めて表示しておりましたが、当中間期より「運用受託報酬」として区分掲記しております。

注 記 事 項

(中間貸借対照表関係)

項目	第14期中間会計期間末 (平成20年9月30日)
* 1 消費税等の取扱い	控除対象の仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動負債の「その他」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

項目	第14期中間会計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日)	
* 1 減価償却実施額	無形固定資産	23,622千円
* 2 営業外収益のうち主要なもの	株式従業員報酬	301,765千円
* 3 営業外費用のうち主要なもの	有価証券売却損	54,949千円
	為替差損	30,915千円
	支払利息	19,444千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第14期中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末株式数 （株）	当中間会計期間増加 株式数（株）	当中間会計期間減少 株式数（株）	当中間会計期間末株 式数（株）
発行済株式				
普通株式	6,400	-	-	6,400
合計	6,400	-	-	6,400

（リース取引関係）

第14期中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）

注記すべきリース取引を行っていないため、該当事項はありません。

（有価証券関係）

第14期中間会計期間末（平成20年9月30日）

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価（千円）	中間貸借対照表計上額 （千円）	差額（千円）
投資信託受益証券	1,998,026	1,573,202	424,824

（デリバティブ取引関係）

第14期中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

第14期中間会計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日)	
1 株当たり純資産額	2,391,321.59円
1 株当たり中間純利益金額	223,363.07円
なお、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載して おりません。	
(1 株当たり中間純利益金額の算定上の基礎)	
中間損益計算書上の中間純利益	1,429,523千円
1 株当たり中間純利益金額の算定に用いられた普通株式に係る中間純利益	1,429,523千円
差 額	-
期中平均株式数	
普通株式	6,400株

(重要な後発事象)

第14期中間会計期間（自平成20年 4 月 1 日 至平成20年 9 月30日）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。) 又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。 ）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

- (1) 委託会社に関し、定款の変更、営業譲渡および営業譲受、出資の状況その他の重要な事項は予定されておりません。
- (2) 本書提出日現在の前1年以内において、訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実は存在しておりません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託銀行

(2008年3月末日現在)

名称	資本金の額	事業の内容
みずほ信託銀行株式会社	247,231百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

(2008年3月末日現在)

名称	資本金の額	事業の内容
株式会社群馬銀行	48,652百万円	銀行業を中心としたサービスを提供しています。
株式会社武蔵野銀行 ^(※1)	45,743百万円	
イーバンク銀行株式会社	38,414百万円	
オーストラリア・アンド・ニュージールランド・バンキング・グループ・リミテッド（銀行）	20,910百万オーストラリアドル ^{*2} (1,993,977百万円、1オーストラリアドル=95.36円)	
香港上海銀行 ^(※1)	22,493百万香港ドル (289,722百万円 1香港ドル=12.88円) 11,483百万米ドル (1,150,481百万円 1米ドル=100.19円)	
ジャパネット銀行株式会社 ^(※1)	37,250百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を中心としたサービスを提供しています。
ゴールドマン・サックス証券株式会社	83,616百万円	
カブドットコム証券株式会社	7,196百万円	
ジョインベスト証券株式会社	21,400百万円	
日興コーディアル証券株式会社	100,000百万円	
楽天証券株式会社	7,400百万円	
前田証券株式会社 ^(※1)	2,198百万円	
オリックス証券株式会社 ^(※1)	3,000百万円	
ワイエム証券株式会社	1,270百万円	

*1 通貨分散コースのみの取扱いとなります。

*2 2007年3月末日現在

2【関係業務の概要】

(1) 受託銀行

本ファンドの受託者として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

(2) 販売会社

本ファンドの販売会社として、ファンドの募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託銀行

該当事項はありません。

(2) 販売会社

ゴールドマン・サックス証券株式会社および委託会社は、いずれもザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの子会社です。

第3【参考情報】

当計算期間において提出した書類は以下のとおりです。

2008年5月21日	臨時報告書（円コース）
2008年7月15日	臨時報告書（通貨分散コース）
2008年8月8日	有価証券報告書
2008年8月8日	有価証券届出書
2008年8月20日	臨時報告書（円コース）
2008年10月16日	臨時報告書（通貨分散コース）

独立監査人の監査報告書

平成20年 6月17日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

代表社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているG S 日本株・プラス（円コース）の平成19年11月13日から平成20年5月12日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、G S 日本株・プラス（円コース）の平成20年5月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2）財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年 6月17日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

代表社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているG S 日本株・プラス（通貨分散コース）の平成19年11月13日から平成20年5月12日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、G S 日本株・プラス（通貨分散コース）の平成20年5月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2）財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成19年 6月25日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 大畑 茂

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年12月17日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているG S 日本株・プラス（円コース）の平成20年5月13日から平成20年11月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、G S 日本株・プラス（円コース）の平成20年11月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2）財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年12月17日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているG S 日本株・プラス（通貨分散コース）の平成20年5月13日から平成20年11月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、G S 日本株・プラス（通貨分散コース）の平成20年11月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2）財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年 6月24日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大畑 茂

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月3日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大畑 茂

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第14期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。